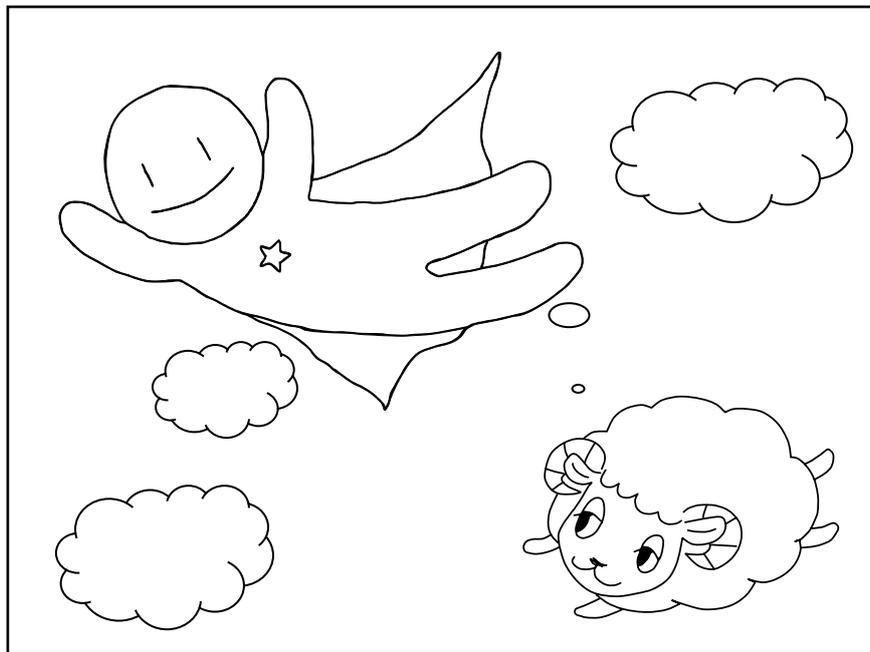


平成26年度(2014年度)

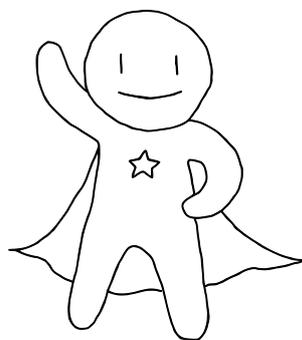
志免町子どもの権利救済活動報告書



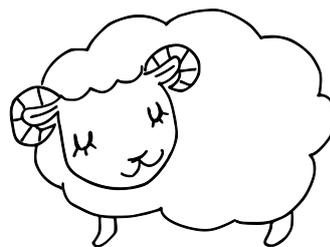
志免町子どもの権利救済委員

志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)

☆ 表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)のキャラクター「子どものみかたマン」と「しめえー」です。相談室のカードやチラシにも登場します。



子どものみかたマン



しめえー

ごあいさつ

平成 19 年に九州で初めて「子どもの権利条例」を施行した福岡県志免町では、同時に子どもを守る制度として「子どもの権利救済委員」を任命し、相談窓口として「子どもの権利相談室」を設置しました。この報告書は、制度発足 8 年目の活動をまとめたものです。

志免町子どもの権利相談室は、第三者機関として当初より町役場とは違う場所に設置されていました。そして平成 21 年度より町民の利用の多い多目的施設「シーメイト」に移転し、また愛称を公募して「SK²S (スキッズ: 志免町子どもの権利相談室の頭文字)」としました。それに伴い相談室に「遊びに来る」子どもの数が急増しました。

その結果、町内の中学生全員へのアンケートでは、「権利条例」の存在を知っているのは約 36%、スキッズの存在を知っているのは約 48%と、どちらも過去最高の割合でした。しかしスキッズを知っている子どものうち約 53%しか救済制度(困って助けてほしい時に一緒に考え、対応してくれる制度)があることを知りませんでした。これは全体の約 25%であり、権利の主体者である子ども達自身への救済制度の周知が、さらに必要であることを示していると思います。

なお救済活動については、平成 24 年度から 3 年続けて、相談に基づき調整を行いました。

志免町の子ども達が安全で明るい毎日の生活がおくれ、自分の意思が尊重されるという当たり前の幸せが子どもの権利が守られている状態だと思います。そのために救済委員や相談員が少しでもお役にたてれば、という思いで活動してきた状況を報告します。

平成 26 年 3 月

志免町子どもの権利代表救済委員

安部 計彦

目 次

ごあいさつ

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯	1
2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要（平成 26 年度）.....	3
3 志免町子どもの権利相談室年表	4

II 活動報告

1 子どもの権利相談室の相談活動	7
・26 年度の相談活動の状況	
2 子どもの権利相談室の救済活動	14
・26 年度の救済活動の状況	
3 広報活動	16
4 1 年間の活動概要	18
5 活動を振り返って	37
子どもの権利代表救済委員 安部 計彦	
子どもの権利救済委員 安原 伸人	
子どもの権利救済委員 調 優子	

資料

資料 1 志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・	45
資料 2 人権教育学習講演後のアンケート自由記述.....	48
資料 3 出張相談室チラシ	51
その他 「SK ² S スキッズ便り」11 号・12 号	

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度から、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約 5 年半の月日をかけて策定されたものです。平成 16 年度からは志免町子どもの権利条例制定委員会を発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文の中で、唯一具体的な施策を規定しており、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが子どもの権利救済委員の条文です。条例の第 2 章では子どものもつ様々な権利を挙げています。中でも第 9 条に規定される、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく三つの特徴があります。一つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きをひとつの機関で対応されるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっただけでは子どもにとって最善の方法とはいえなくなるため、権利侵害を行った側とされた側がどのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となりますが、勧告や是正要請の権限があることに大きな意義があります。

二つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見をまだ言うことができない低年齢児については、保護者などが代弁する方法をとることができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれており、一つの

部署で完結できていないのが現状です。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか分かりづらいという点もあります。そこで、18歳未満のすべての子どもを一つの機関で対象とするのは相談者からすれば分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

三つ目は、救済委員が独立した公的第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないことで、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の三点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

2 志免町子どもの権利救済委員制度の概要(平成 26 年度)

●子どもの権利救済委員

平成 25 年 3 月町議会で救済委員の人事案件可決、4 月委嘱状交付

子どもの権利代表救済委員	安部 計彦	西南学院大学教授
子どもの権利救済委員	調 優子	特定非営利活動法人 九州大学こころと そだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	安原 伸人	安原・松村・安孫子法律事務所 弁護士

●子どもの権利相談員

救済委員の直接の窓口となる相談員

糸満 千雅	平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月
嶋崎 景子	平成 24 年 5 月～
井上 純子	平成 26 年 4 月～

●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1

志免町総合福祉施設シーメイト施設内

●開室日時

火・木 13 時～19 時 土 10 時～17 時

●広報活動日

水 10 時～17 時

●相談体制

相談員 3 名のうち原則として 2 名となるようローテーション

相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告

救済委員は適宜交代で相談室にて業務

毎月 1 回子どもの権利救済委員会議を開催

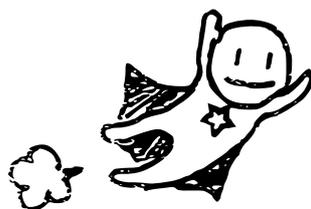
●事務局：志免町子育て支援課

3 志免町子どもの権利相談室 年表



<p>2007年度 (平成十九年度)</p>	<p>4月 7月 10月 11月</p>	<p>志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加 (愛知県高浜市) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ '07 参加</p> <p style="text-align: right;">救済活動：自己発意による調査・調整 1件</p>
<p>2008年度 (平成二十年)</p>	<p>6月 9月 10月 11月 12月 2月 3月</p>	<p>志免町子どもの権利委員会に出席・報告 (安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加 (東京都世田谷区) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ '08 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安原救済委員) 人権教育学習講演 (安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキッズに決定 相談目的でなくても来室可能とする</p> 
<p>2009年度 (平成二十一年度)</p>	<p>5月 6月 7月 9月 12月 1月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告 (調救済委員) スキッズだより 1号配布 全国自治体シンポジウム参加 (北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) スキッズだより 2号配布 人権教育学習講演 (安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (調救済委員)</p> <p style="text-align: right;">救済活動：救済申立て 7件</p>

<p>2010年度 (平成二十二年 度)</p>	<p>5月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&座談会開催 (安部救済委員) スキッズ便り 3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加 (石川県白山市) スキッズ便り 4号配布 ミニ講座&座談会開催 (調救済委員) 人権教育学習講演 (安原救済委員) 子どもの権利フェスタ 2010 参加 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話 (安部救済委員) 救済活動：自己発意による調整 1件</p>
<p>2011年度 (平成二十三 年度)</p>	<p>5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安原救済委員) スキッズだより 5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校) 町内小中学校訪問(安原救済委員・調救済委員・相談員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(大阪府泉南市) 子どもの権利フェスタ 2011 参加 スキッズだより 6号配布 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員)</p>



<p>2012年度 (平成二十四年度)</p>	<p>5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催 (安部救済委員) スキッズだより 7号配布 町内小学校訪問 (調救済委員・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(東京都目黒区) 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員・相談員) 子どもの権利フェスタ 2012 参加 スキッズだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加 (事務局・相談員) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安部救済委員)</p> <p style="text-align: center;">救済活動：依頼に基づく調整 1件</p>
<p>2013年度 (平成二十五年度)</p>	<p>5月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月</p>	<p>シーメイトこどもまつりに参加 スキッズだより 9号配布 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問 (調救済委員・相談員) 全国自治体シンポジウム参加(長野県松本市)調救済委員・事務局 志免西小学校出張相談室開始 (月1回) 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加 (調救済委員) スキッズだより 10号配布 (小中学校・町内回覧) 人権教育学習講演 (中学校1年生対象・安原救済委員) 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演 (安部救済員) フォーラム第4分科会会議参加 (調救済委員・事務局・相談員)</p> <p style="text-align: center;">救済活動：救済申立て 1件</p>

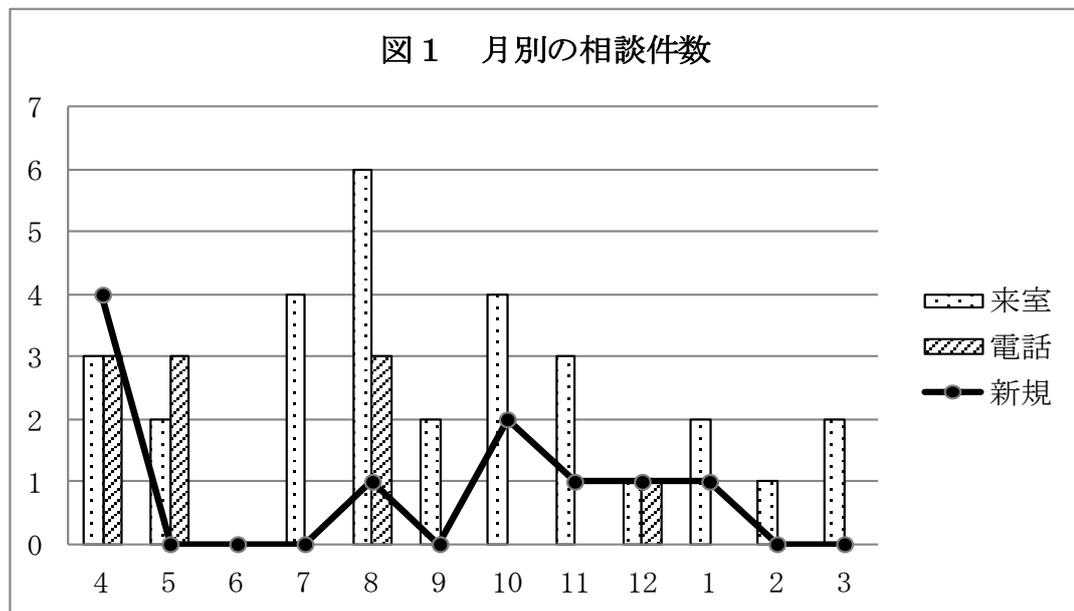


Ⅱ 活動報告

1 子どもの権利相談室の相談活動

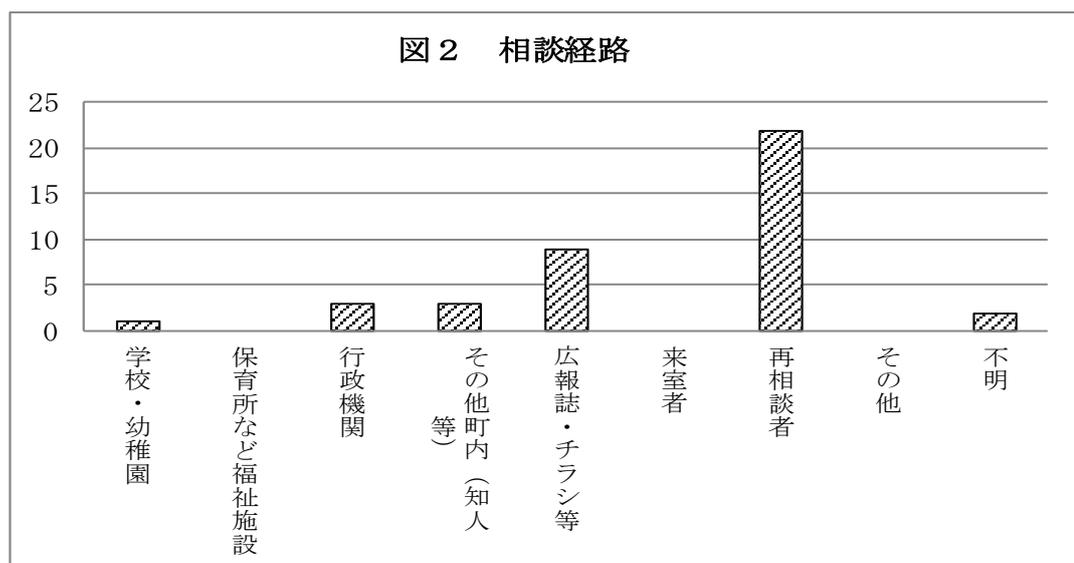
平成 26 年度の相談活動の状況

平成 26 年 4 月 1 日より平成 27 年 3 月 31 日までに、志免町子どもの権利相談室によせられた相談は延べ 40 件で、その内 新規の相談は 10 件、継続の相談は 30 件でした。【図 1】



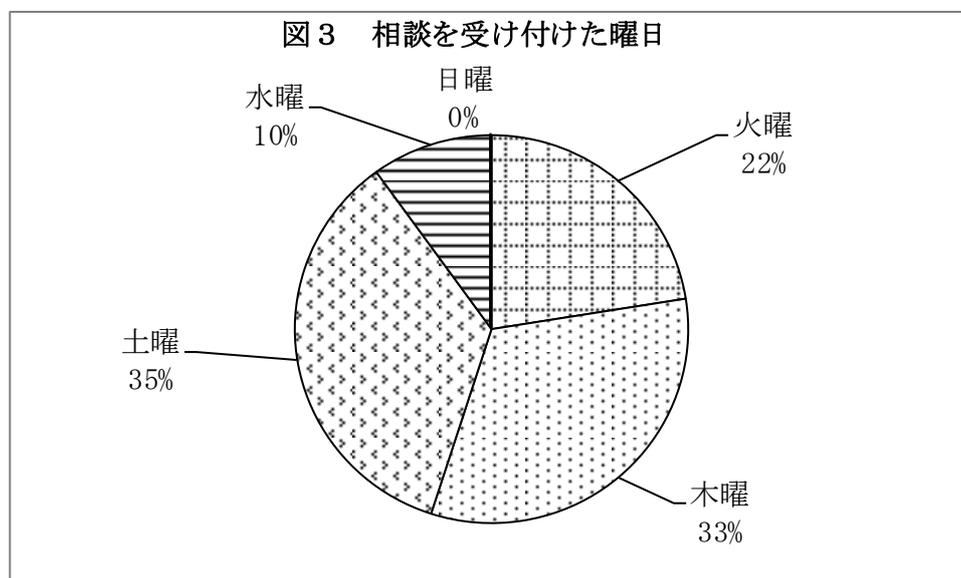
相談経路として、以前相談したことがある再相談者の割合が多くなってきました。

【図 2】

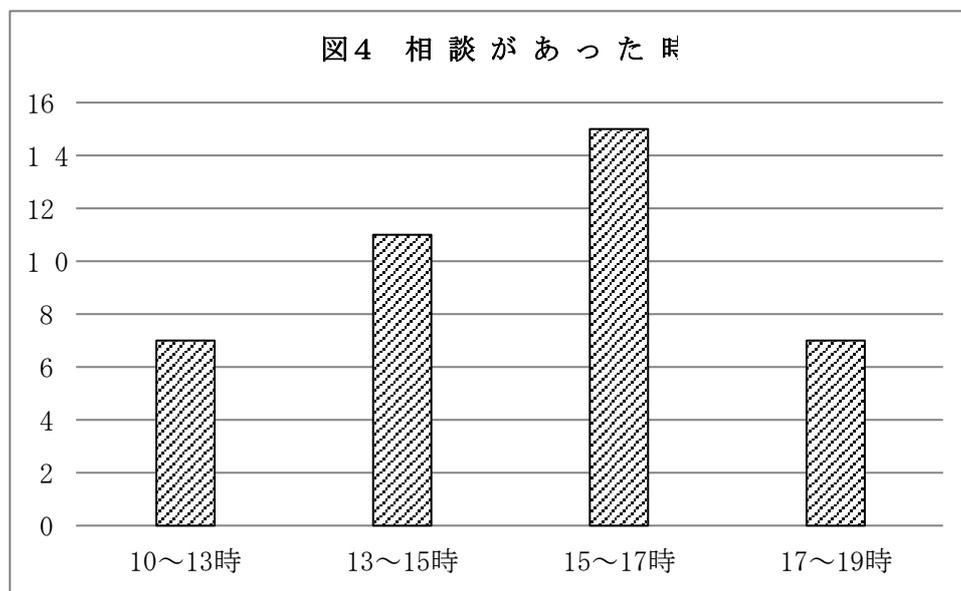


*来室者：日頃から相談以外の目的で相談室に来ている子ども (P13【図 13】参照)

相談を受け付けた曜日は、全体の 40 件のうち土曜日が 14 件 (35%)、木曜日が 13 件 (33%)
 となっています。水曜日の広報活動日に 4 件の相談がありました。【図 3】

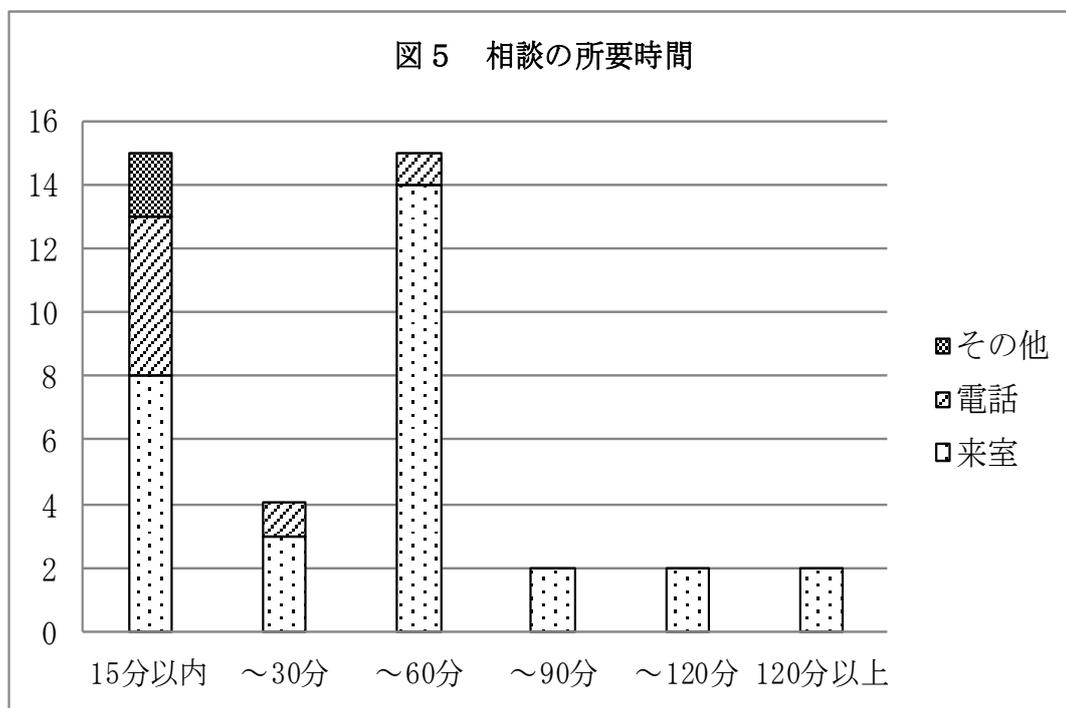


相談があった時間帯は、15 時～17 時が 15 件、13 時～15 時 11 件、10 時～12 時が 7 件、
 17 時～19 時が 7 件となっています。保護者からの相談の場合、子どもが学校に行っている
 時間帯が多くなります。【図 4】

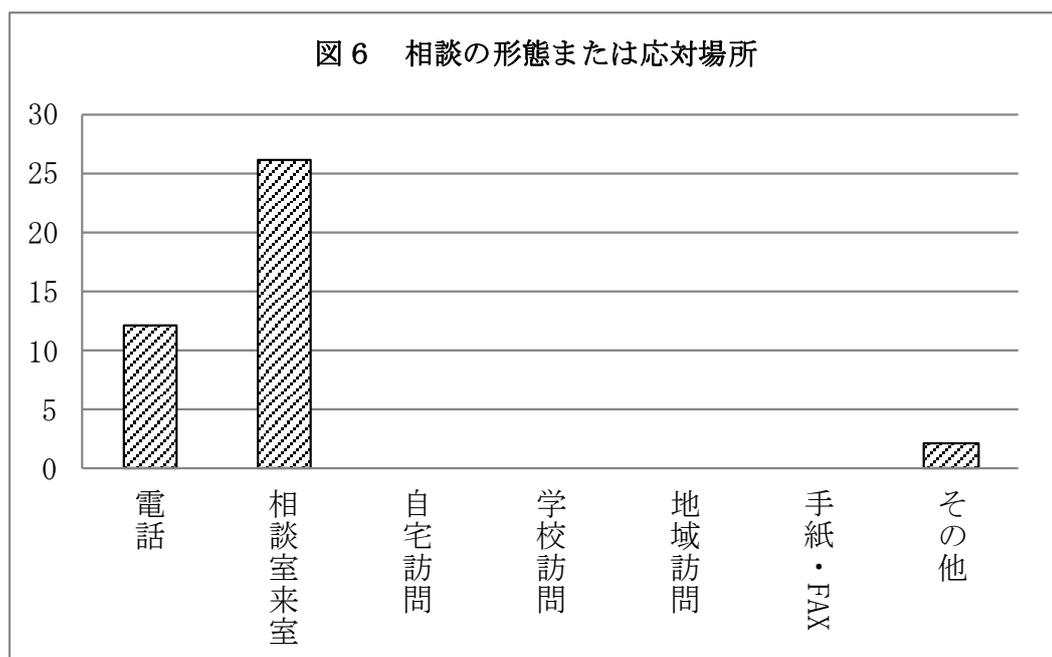


* 志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なり、火・木曜日は 13 時～
 19 時、土曜日は 10 時～17 時となっています。

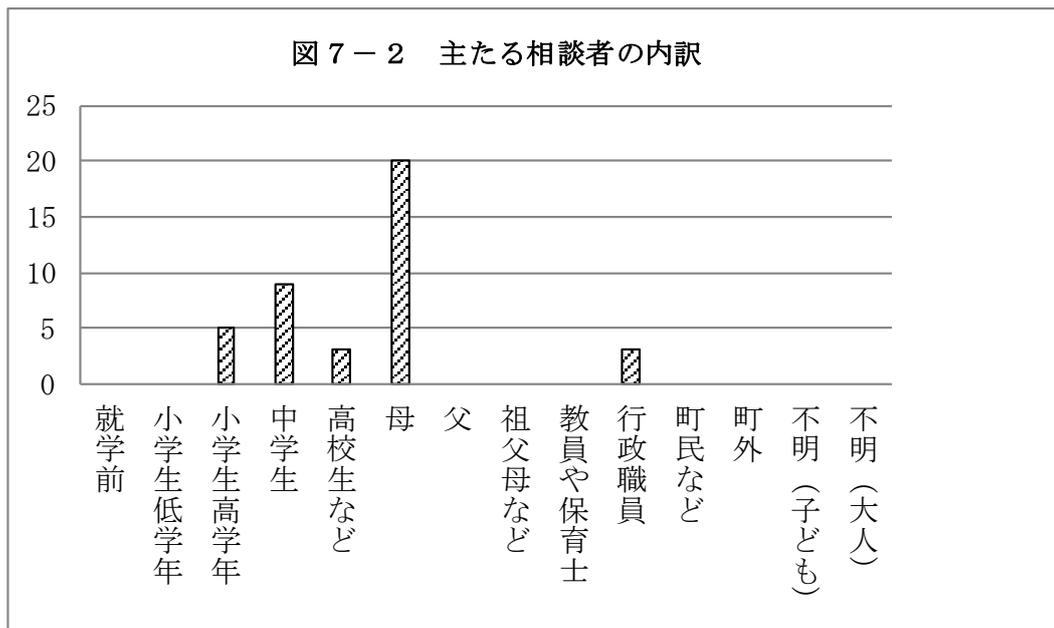
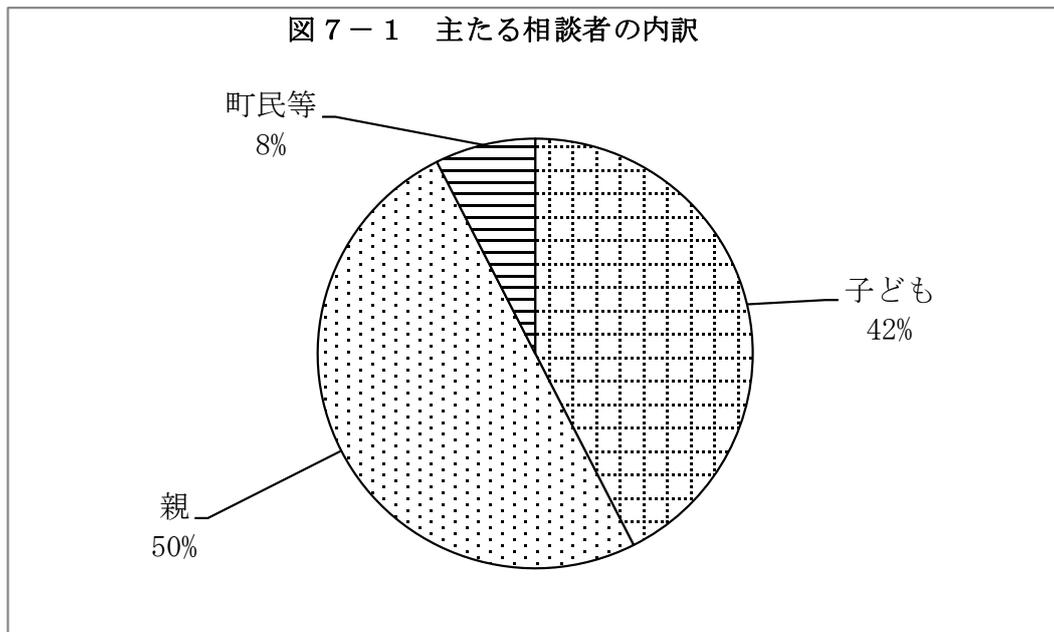
1回の相談時間は、「15分以内」と「60分以内」が15件と多くなっています。相談内容にもよりますが、来室での相談の方が時間を要する場合があります。【図5】



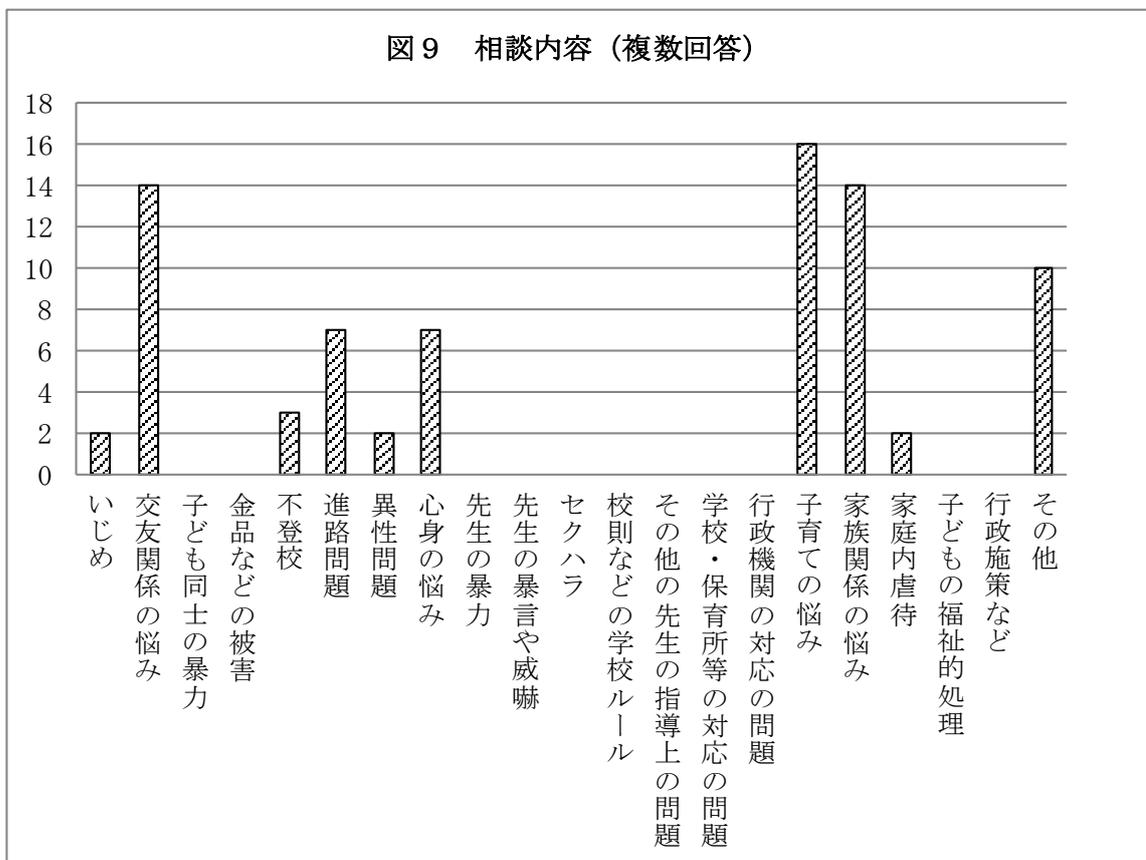
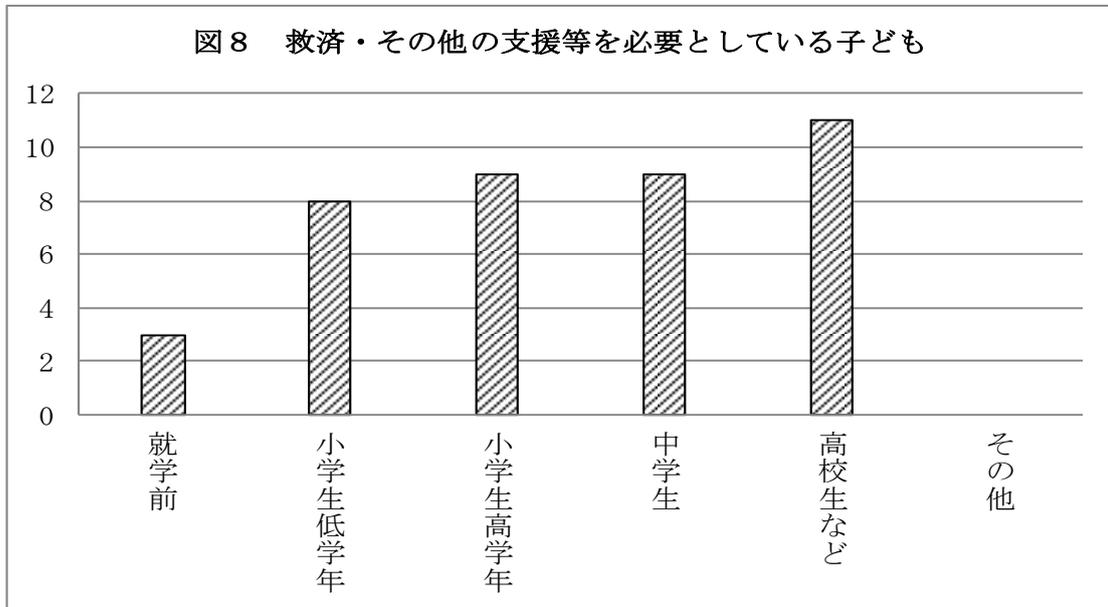
相談の形態または対応場所については、電話相談12件、来室による相談が26件でした。【図6】



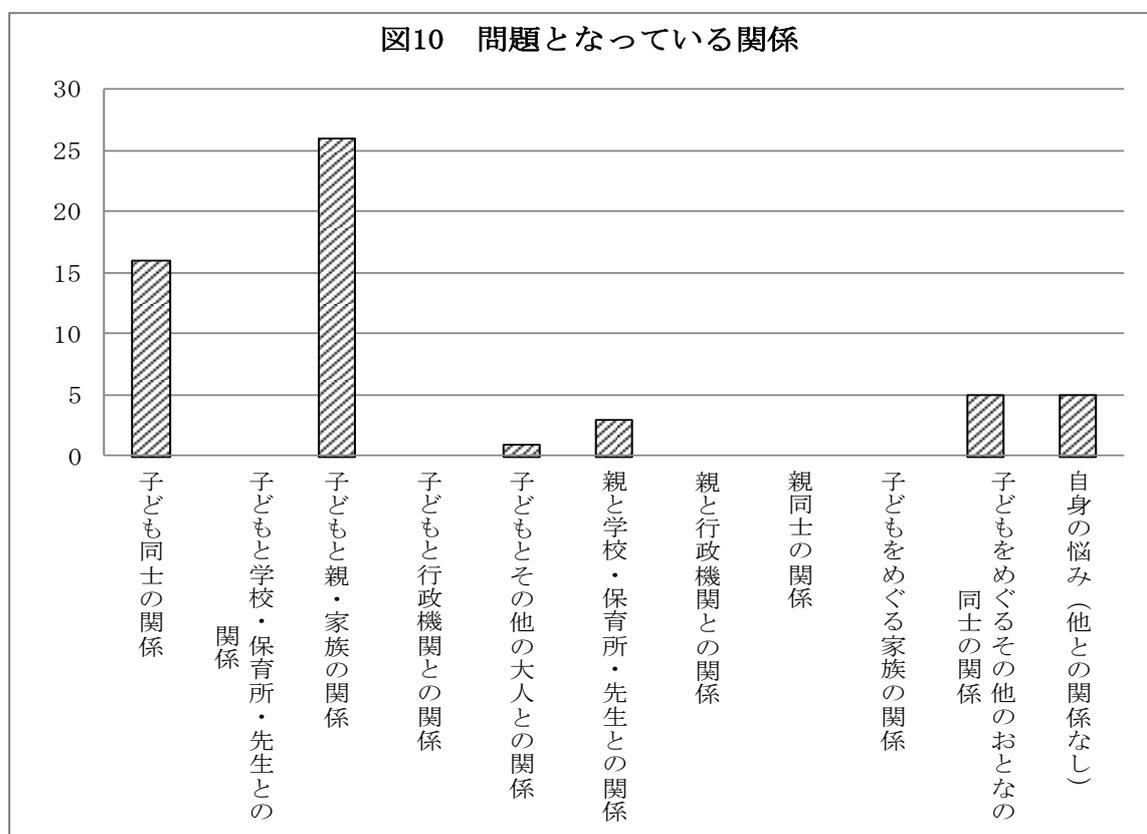
主たる相談者の内訳は、親からの相談が 20 件、子どもからの相談が 17 件でした。子どもからの相談は、再相談者が多い傾向にありました。【図 7-1、7-2】



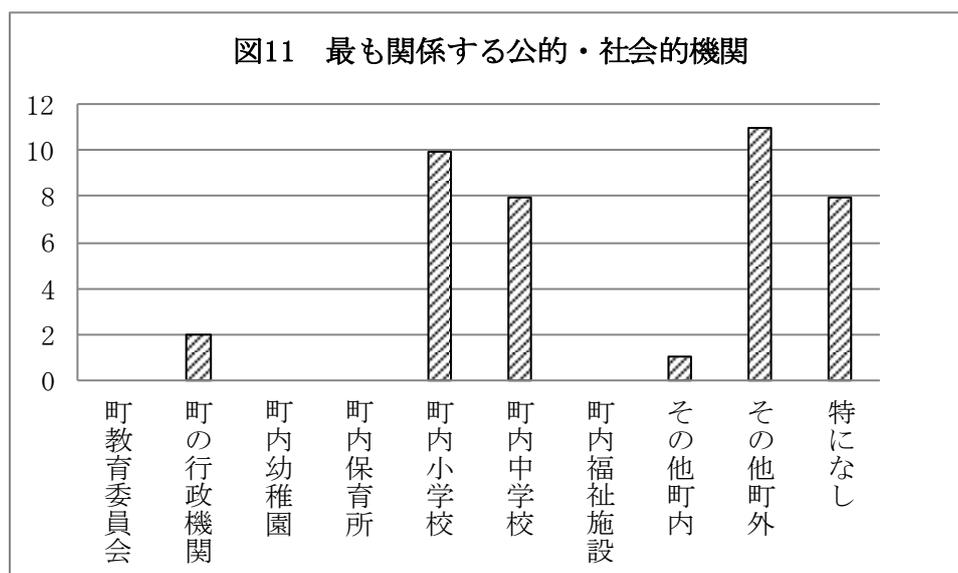
今年度よせられた相談において、救済・その他の支援を必要としている子どもは、「就学前」が3件（7.5%）「小学生低学年」が8件（20.0%）、「小学生高学年」が9件（22.5%）、「中学生」が9件（22.5%）、「高校生」が11件（27.5%）、となっています。【図8】【図9】



相談者の訴えをもとに問題となっている関係をみると、「子どもと親・家族の関係」「子ども同士の関係」の訴えが多いようです。これらについては、継続的な複数回の相談が主なものです。【図 10】

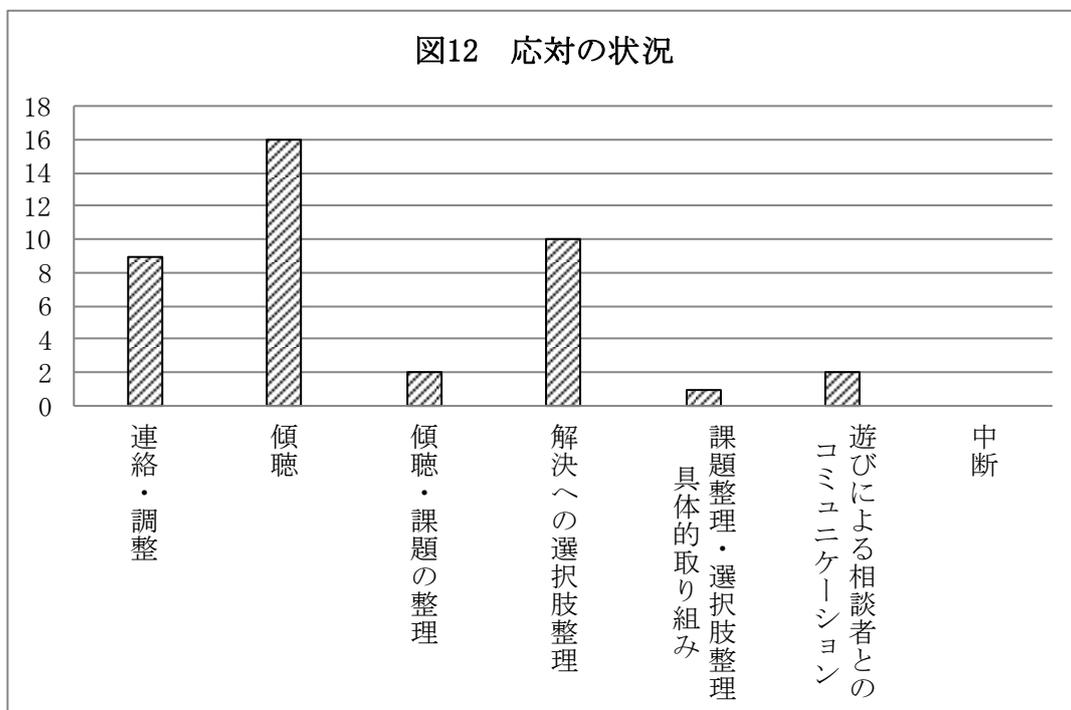


相談事項に最も関係すると考えられる機関で多いのは、「町内小学校」が 10 件、「町内中学校」が 8 件、「その他町外」(高校等) が 11 件です。これらは継続的な複数回の相談も含まれています。【図 11】



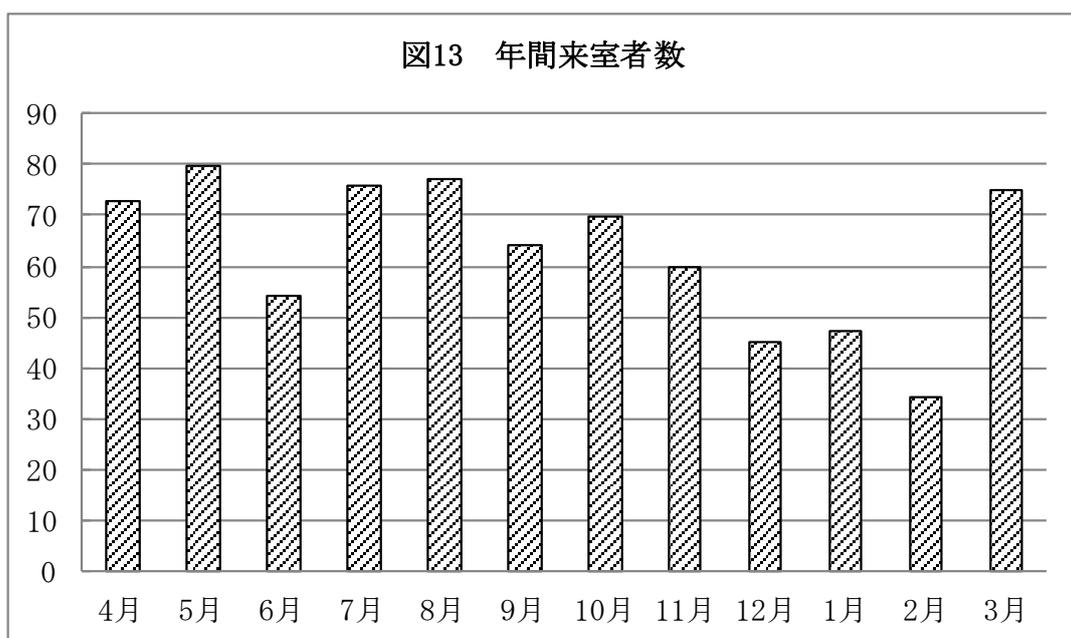
対応の状況で、「傾聴」が多いことは例年通りでした。まずはじっくりと話を聴くこと、一緒に考えることで、相談者に寄り添った対応をしていきたいと思っています。

【図 12】



相談室には、相談以外にも1年間で延べ755人の子どもが来室しました。【図 13】

(内容については、p 15 コラムを参照)

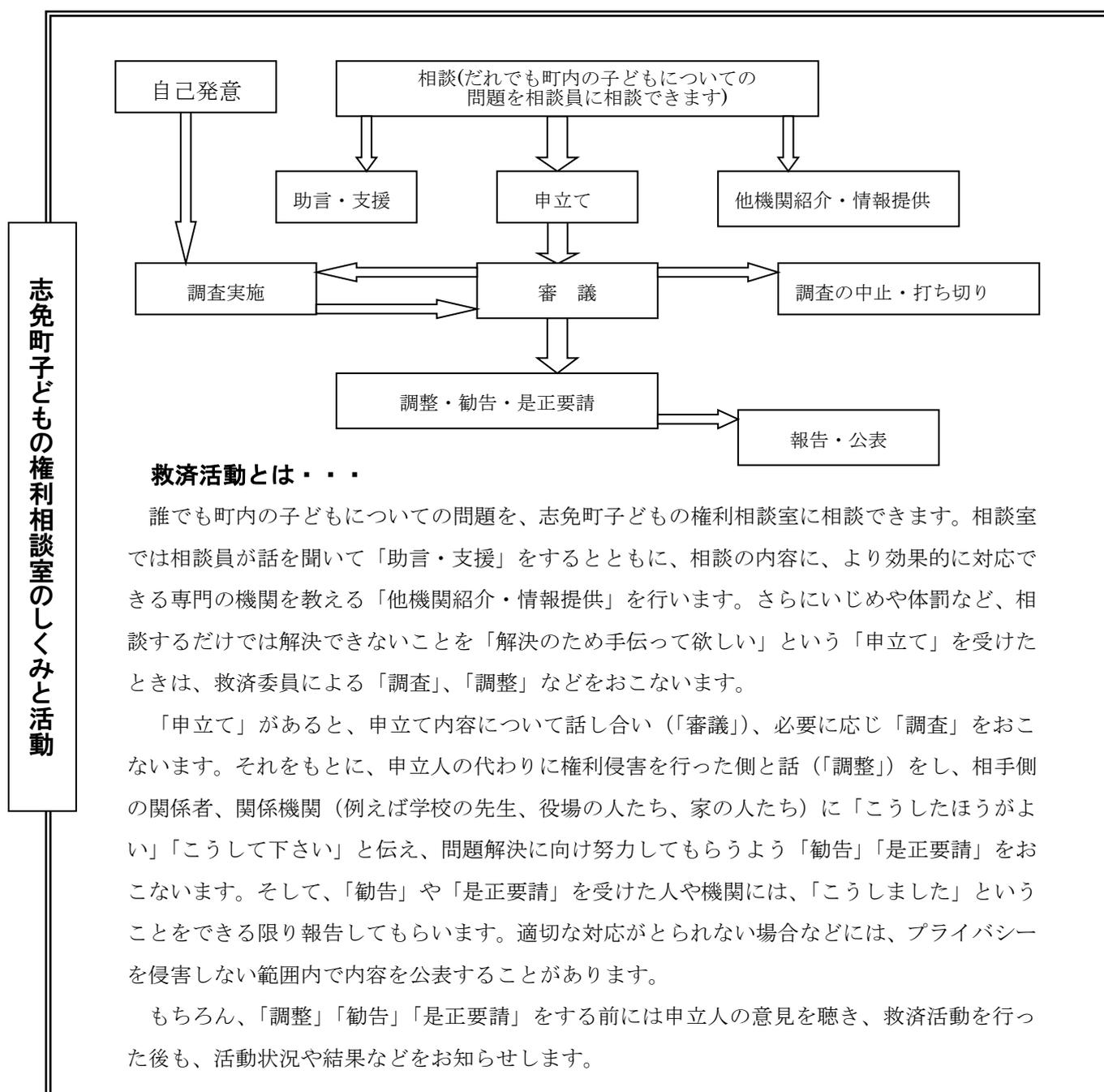


2 子どもの権利相談室の救済活動

(1) 平成 26 年度の救済活動の状況

今年度は、申し立てによる救済活動はありませんが、相談に基づき、関係機関と連携をとった事案がありました。

(2) 志免町子どもの権利相談室のしくみと活動



コラム～相談室から～



入口の様子



子どもの書いた約束



スキッズでは、相談がないときは、子どもたちが相談員と遊んだり、話したりすることができる居場所として相談室を開放しています。

平成 26 年度は 755 人の子どもたちがスキッズに来てくれました。相談以外で訪れる子どものほとんどが小学生ですが、中学生も遊びに来てくれています。

ぬり絵や折り紙、モノポリや ウノ、カルタなどで、相談員と一緒に遊んでいます。子どもたちだけで遊ぶ子は少なく、大人とのかかわりを求めているように感じられます。

一緒に遊んでたくさん笑って発散していく子や、学校や友だちの話をしてくれる子もいます。そんな来室者のひとりが、人権作文でスキッズを紹介してくれていました。

「スキッズで相談したことは、ありませんが、先生と一緒に、話したり、遊んだりするだけでスッキリします。」「一人で悩むくらいなら、スキッズのような施設を利用していけば、いじめが減っていき、みんな楽しく生活することができるようになりますと思います。」と書かれていました。

子どもたちにとってスキッズが身近で安心できる場所となり、困った時に思い出してもらえらる存在になれるとうれしいと思っています。

ソファのコーナー



たたみのスペース



3 広報活動

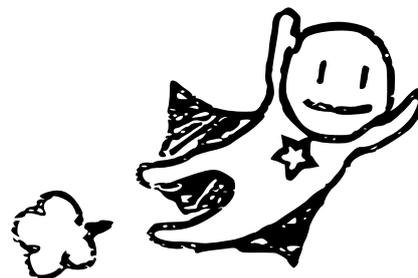
志免町子どもの権利相談室（スキッズ）のことを、もっとたくさんの人に知ってもらうため、カードやチラシの配布を行っています。全児童生徒にスキッズ便りと一緒にカードを配ったり、中学生アンケートにチラシを付けて配ったりしています。町内の図書館など、子どもが行きそうな場所にも置かせていただきました。

今年度行われた色々なイベントや啓発活動で、パンフレットやカードなどを配布しました（4.その他の活動を参照）。



左から

- ・条例リーフレット
- ・クリアファイル



左から

- ・スキッズ Q&A
- ・チラシ（低学年用）
- ・チラシ（中学生用）

中央下

- ・カード



【イベントなどでの配布】

配布先・配布場所	配布月	カード	条例リーフレット		チラシ		小冊子 Q&A	クリアファイル	条例冊子
			中高生用	低学年用	中高生用	低学年用			
小学校入学児童	4月			610				610	
シーメイトこどもまつり	5月					31			
山形県鶴岡市視察	5月	9		9		9			9
救済委員の学校訪問	5.6月	4		4		4	4	4	4
福岡市議員視察	6月								1
愛知県東浦町視察	7月								6
スキッズだよりに添付 (小中学生)	8月	4603							
チャレンジ広場 (志免東・中央・南・西小)	8月					120			
筑前町視察	9月	2		2		2	2	2	2
子育て支援課(健診用)	10月					400			
中学生アンケート添付	10月				1400				
全国自治体シンポジウム	10月	50		50				50	
武蔵野市視察	10月								7
那珂川町視察	11月								15
子どもの権利フェスタ	11月	9				2			
権利を考える町民の集い	12月			500					
毎日新聞取材	1月	1		1		1	1	1	1
図書館	1月	50				30	5		
子育てサポートセンター	1月	33				33			
中学校卒業生	3月			424				424	
スキッズドア前 シーメイトカウンター	随時					58			
来室者	随時	24							
出張相談室 (西小児童)	月1回	118		5					
その他									
合計		4903	0	1605	1400	690	12	1091	45

4 1年間の活動概要

月	日	活 動 内 容
4	10	第1回救済委員会議
	11	小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布
	16	志免西小学校 第1回出張相談室 ※(3)
5	5	シーメイトこどもまつりに参加 ※(6)
	8	第2回救済委員会議
	14	志免西小学校を訪問 (調救済委員・相談員) ※(4)
	14	山形県鶴岡市視察(事務局対応)
	16	ノルウェー大使館フォーラム参加(安部救済委員)
	19	シーメイト消防訓練参加
	28	志免西小学校 第2回出張相談室
6	3	福岡市議員による視察(事務局対応)
	4	志免南小学校を訪問 (調救済委員・相談員) ※(4)
	5	第3回救済委員会議
	18	志免西小学校 第3回出張相談室
7	1	愛知県知多郡東浦町視察(事務局対応)
	3	第4回救済委員会議
	12	市民フォーラム交流会参加(安原救済委員・相談員・事務局)
	16	志免西小学校 第4回出張相談室
	16	スキッズだより11号,カード配布(全小中学校)
	30	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免中央・志免西小学校) ※(7)
8	7	第5回救済委員会議
	20	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校) ※(7)
	21	子どもの権利委員会に出席・報告(安原救済委員・調救済委員)
9	3	中学生アンケート実施、パンフレット配布(全中学校) ※(1)
	4	第6回救済委員会議
	5	福岡県市町村児童相談関係職員研修 ※(5)
	9	筑前町による視察
	27	子どもの権利研究会設立のための準備会 参加
	29	シーメイト消防訓練参加

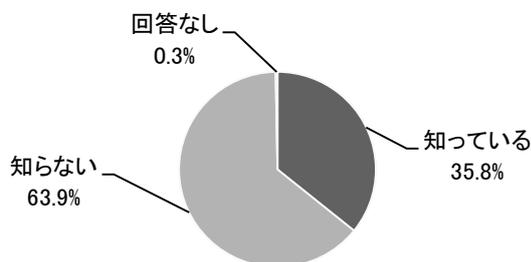
月	日	活 動 内 容
10	8	志免西小学校 第5回出張相談室 ※(3)
	10	全国自治体シンポジウム事務局参加(青森県総合社会教育センター) ※(9)
	16	第7回救済委員会議
	22	武蔵野市による視察
	22	西南大上映会参加
11	6	第8回救済委員会議
	16	志免町子どもの権利フェスタ 2013 参加 ※(8)
	19	志免西小学校 第6回出張相談室
	26	那珂川町による視察
	27	福岡県知事のスキッズ来室(ふるさと訪問として)
	29	市民フォーラム 報告者として参加(調救済委員・相談員) ※(10)
12	3	第9回救済委員会議
	4	人権教育学習講演会(志免東中学校1年) ※(2)
	10	人権教育学習講演会(志免中学校1年) ※(2)
	17	志免西小学校 第7回出張相談室
	17	スキッズだより 12号配布(全小中学校)
1	8	第10回救済委員会議
	8	毎日新聞取材
	21	志免西小学校 第8回出張相談室
2	5	第11回救済委員会議
	17	福岡県人権教育研修会 報告者として参加(調救済委員・事務局) ※(11)
	25	志免西小学校 第9回出張相談室
	25	クリアファイル・パンフレット配布(中学校卒業生)
3	5	第12回救済委員会議
	8	福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会 第1回研究会に参加(事務局)
	11	志免西小学校 第10回出張相談室

※(1)・・・	20	ページ参照	※(6), (7)・・・	34	ページ参照
※(2)・・・	30	ページ参照	※(8), (9)・・・	35	ページ参照
※(3)・・・	31	ページ参照	※(10), (11)・・・	36	ページ参照
※(4)・・・	32	ページ参照			
※(5)・・・	33	ページ参照			

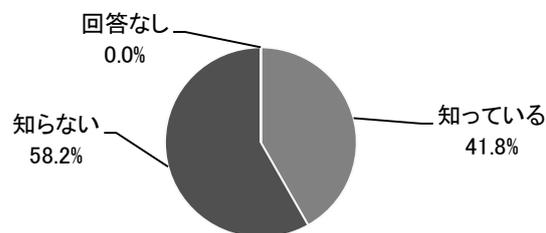
(1) 志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート実施

今年度も志免町内中学生全員（1,132名）に「子どもの権利」に関するアンケートを9月に実施しました。志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうか等を調査しました。悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室に相談したいと思うか、その理由なども記入してもらいました。（※質問4～質問7までは、質問3で「知っている」と回答した人のみに回答してもらいました。）

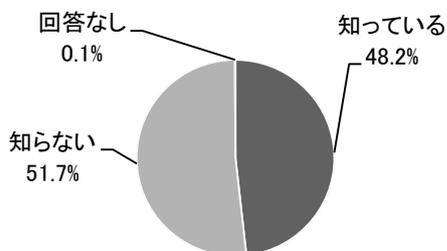
質問1: 私たちの町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



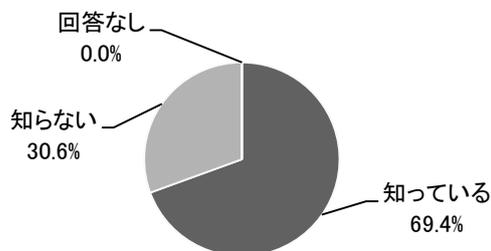
質問2: 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



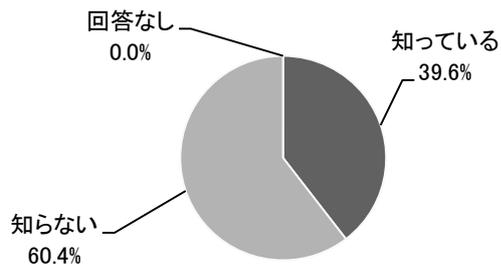
質問3: 「志免町子どもの権利相談室 SK'S(スキッズ)」を知っていますか？



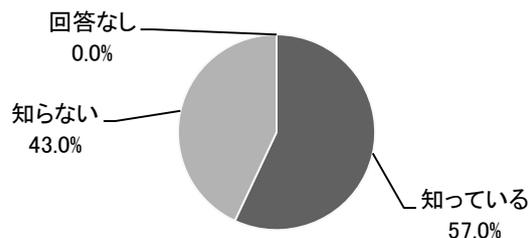
質問4: 相談室(SK'S)がシーメイトの中にあるのを知っていますか？
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



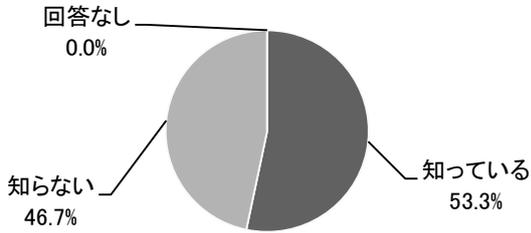
質問5: 相談室(SK'S)は、名前を言わずに相談することを知っていますか？
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



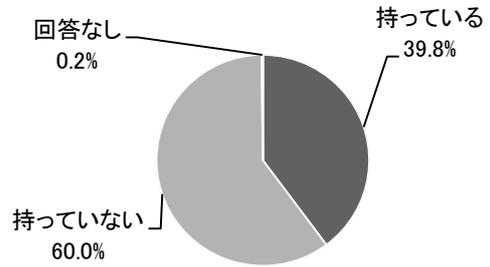
質問6: 相談室(SK'S)は、フリーダイヤル(無料)で電話できることを知っていますか？
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



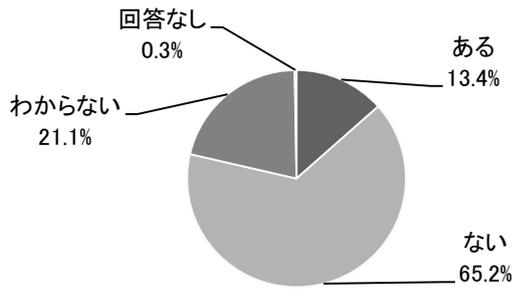
質問7:相談室SK'S(スキッズ)には救済制度
(困って助けてほしいと思った時にみなさんと一
緒に考えてくれる制度)があることを
知っていますか
(質問3で「はい」と答えた人のみ)



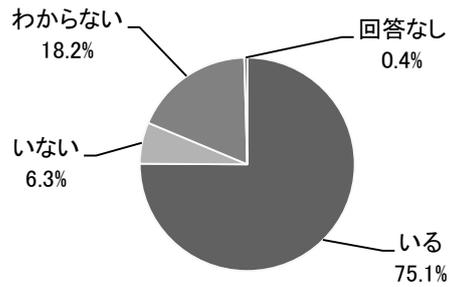
質問8:相談室SK'S(スキッズ)が配布している
相談室のカードを持っていますか?



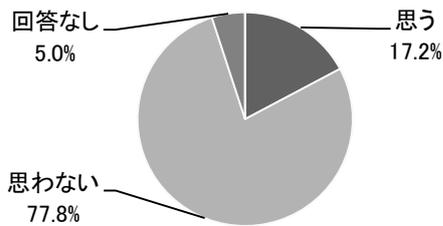
質問9:あなたは今悩んだり、困ったりしていること
がありますか?



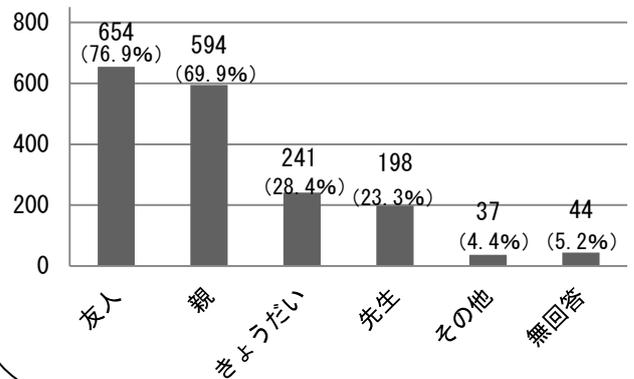
質問10:あなたが悩んだり、困ったりしている時に
相談できる人はいますか?



質問11:相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと
思いますか?



相談相手の内訳 (複数回答)
(質問10で「いる」と答えた850人中の割合)
(100%)



【アンケート結果より】

質問9でわかるように、はっきりと悩みが「ない」と答えているのは65.2%（☆）で、それ以外の34.8%の中学生は、悩みがあることを自覚していたり、「ない」とは言い切れない気持ちを抱えているようです。その中で、表①において、「相談する人がいない」、あるいは「わからない」と回答した項目が、合わせて11.9%になっています（※）。悩みがないとはいええない34.8%の子どもたちの中の、約3割が、明確な相談相手がないということになります。

表②では、明確な相談相手のいない中学生の中に「スキッツに相談してみようと思う」と回答した人が、2.3%（26人）いることがわかります（◆）。

悩みがあっても相談できない子どもたちにとって、スキッツが少しでもその受け皿としてお役に立ちたいと考えています。

相談について

表① 今悩んだり困ったりしている子どもの有無と、相談できる人の有無のクロス集計

		あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか				
		いる	いない	わからない	無回答	計
あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？	ある	110人 (9.7%)	※ 19人 (1.7%)	※ 22人 (2.0%)	1人 (0.1%)	152人 (13.4%)
	ない	591人 (52.2%)	42人 (3.7%)	101人 (8.9%)	4人 (0.3%)	☆ 738人 (65.2%)
	わからない	146人 (12.9%)	※ 10人 (0.9%)	※ 83人 (7.3%)	0人	239人 (21.1%)
	無回答	3人 (0.3%)	0人	0人	0人	3人 (0.3%)
	計	850人 (75.1%)	71人 (6.3%)	206人 (18.2%)	5人 (0.4%)	1132人 (100.0%)

表② 悩んだ時に相談できる人の有無と、スキッツに相談しようと思うかどうかのクロス集計

		悩んだ時 SK2S(スキッツ)に相談しようと思いますか？			
		思う	思わない	無回答	計
あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？	いる	168人 (14.8%)	643人 (56.8%)	39人 (3.4%)	850人 (75.1%)
	いない	◆ 3人 (0.3%)	64人 (5.7%)	4人 (0.3%)	71人 (6.3%)
	わからない	◆ 23人 (2.0%)	172人 (15.2%)	11人 (1.0%)	206人 (18.2%)
	無回答	1人 (0.1%)	1人 (0.1%)	3人 (0.3%)	5人 (0.4%)
	計	195人 (17.2%)	880人 (77.8%)	57人 (5.0%)	1132人 (100.0%)

※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケートを取って、7年目になります。以下の項目にご注目ください。

(質問1・質問3)

「知っている」「聞いたことはある」という項目は意味が重複するということで、平成23年度より「聞いたことはある」という項目を削除しています。

(質問3)

スキッツを知っているという人が徐々に増えてきています。

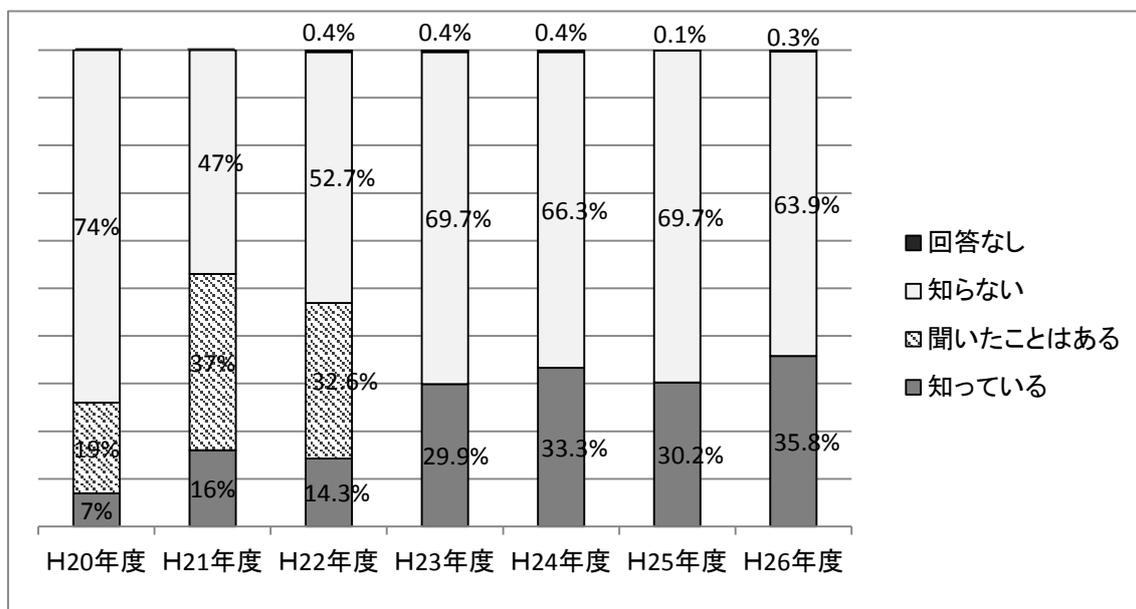
(質問9・質問10)

「悩みや困ったことがある」という質問については、劇的な変化はみられません。

(質問11)

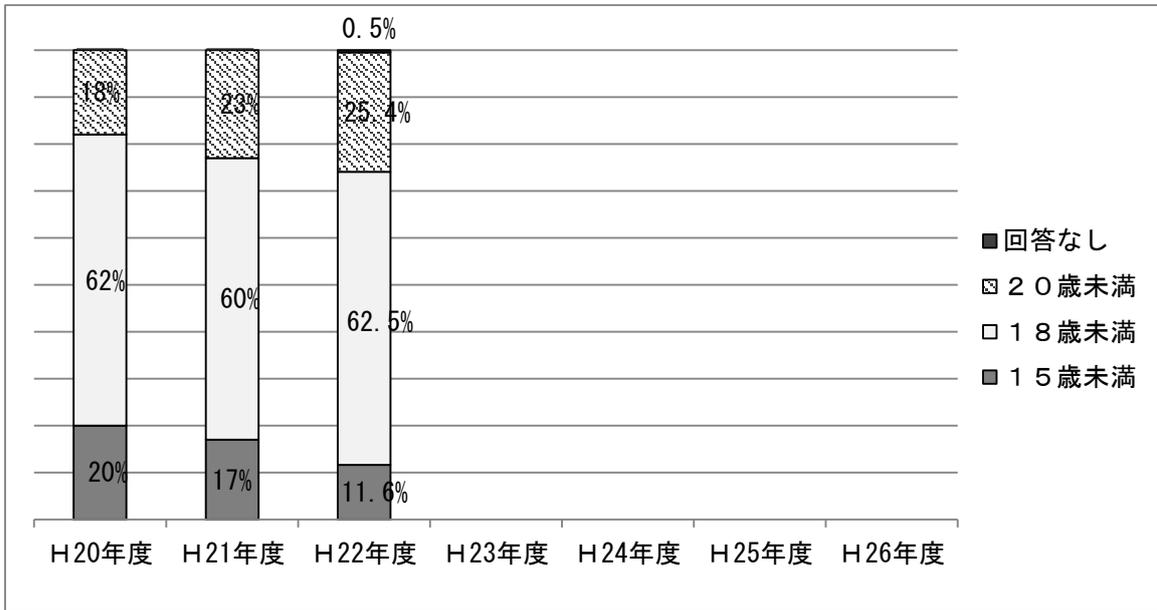
「スキッツに相談しようと思う」という人は、シーメイトに移転後に増えていきます。

1. 私たちの町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか？



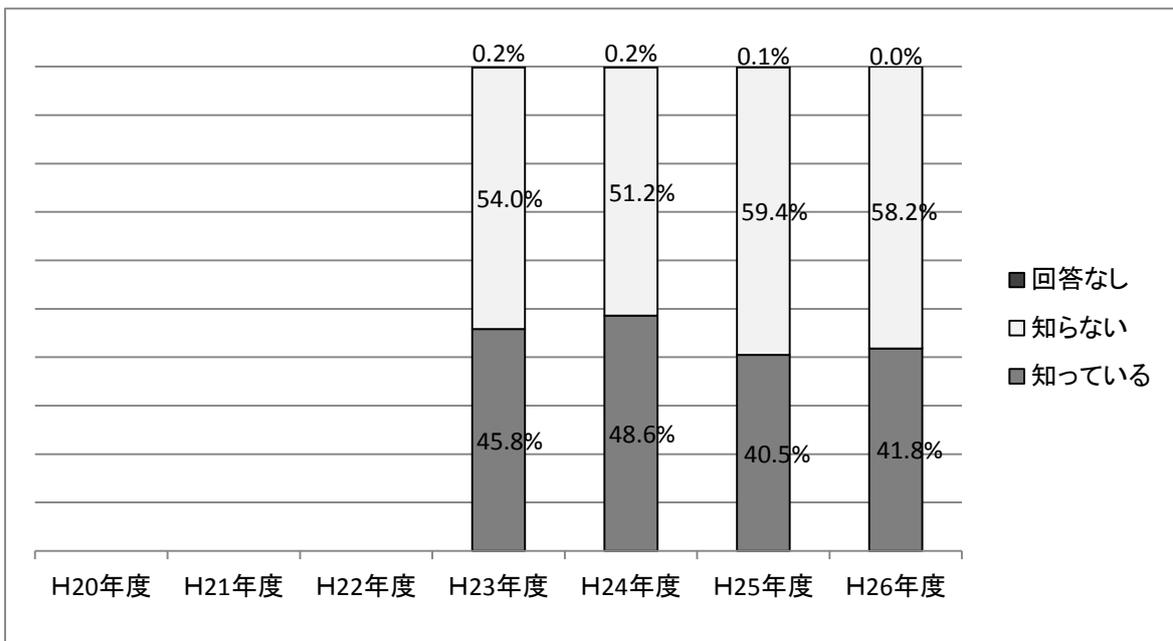
(注) 平成23年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

2-1. 権利条例において「子ども」は何歳までだと思いますか？

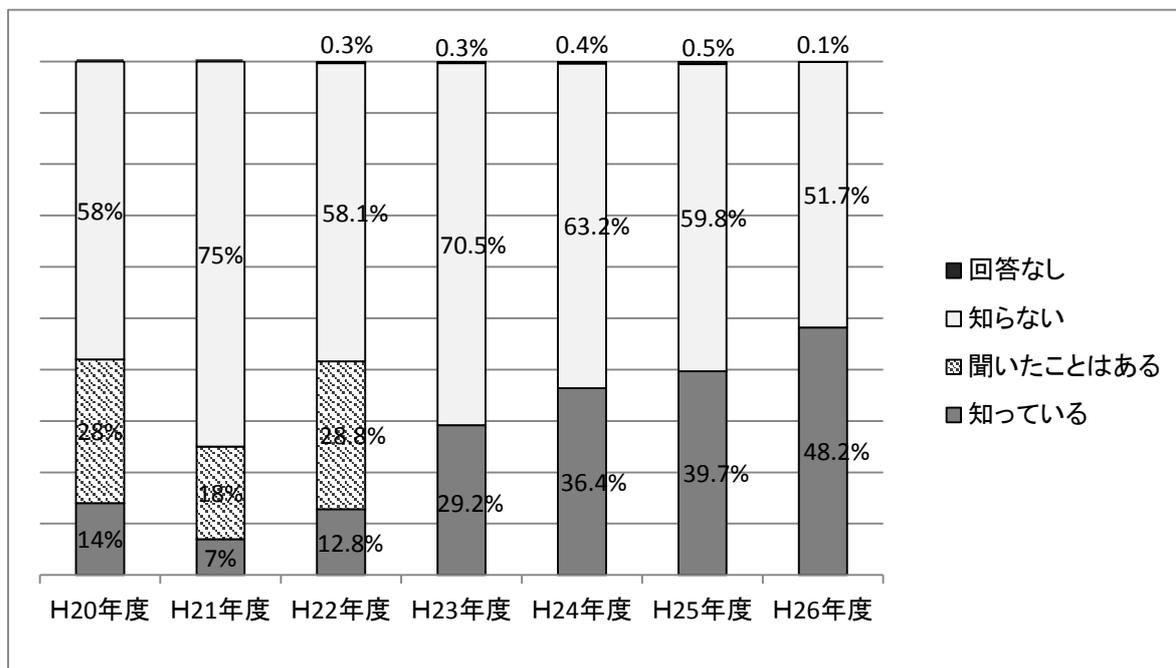


(注)質問2は、平成23年度から2-2に文言が変わっています。

2-2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか？



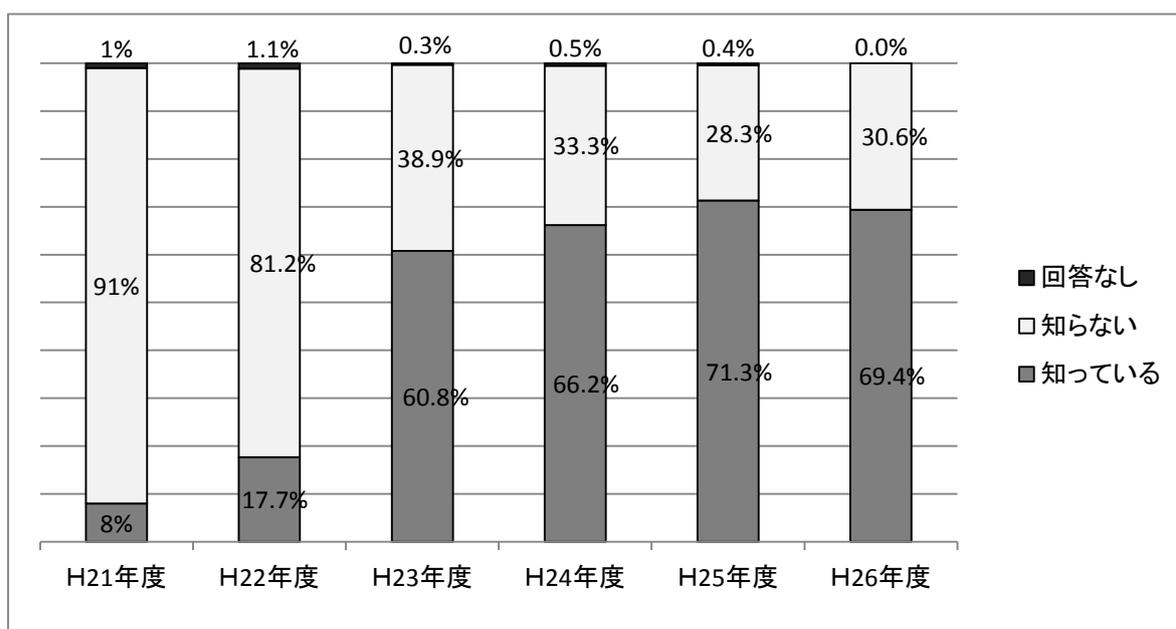
3. 「志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)」を知っていますか？



(注) 平成 23 年度から「聞いたことはある」という項目は削除しています。

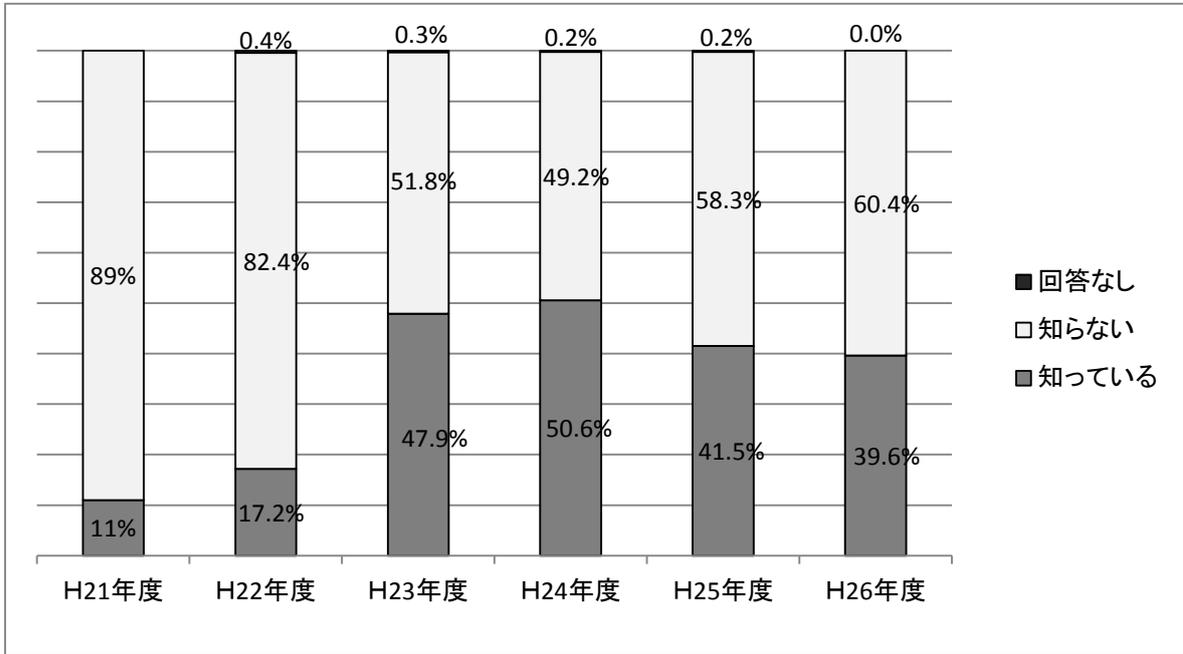
<4～7の質問は、スキッズを知っていると答えた人のみ>

4. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)がシーメイトにある事を知っていますか？

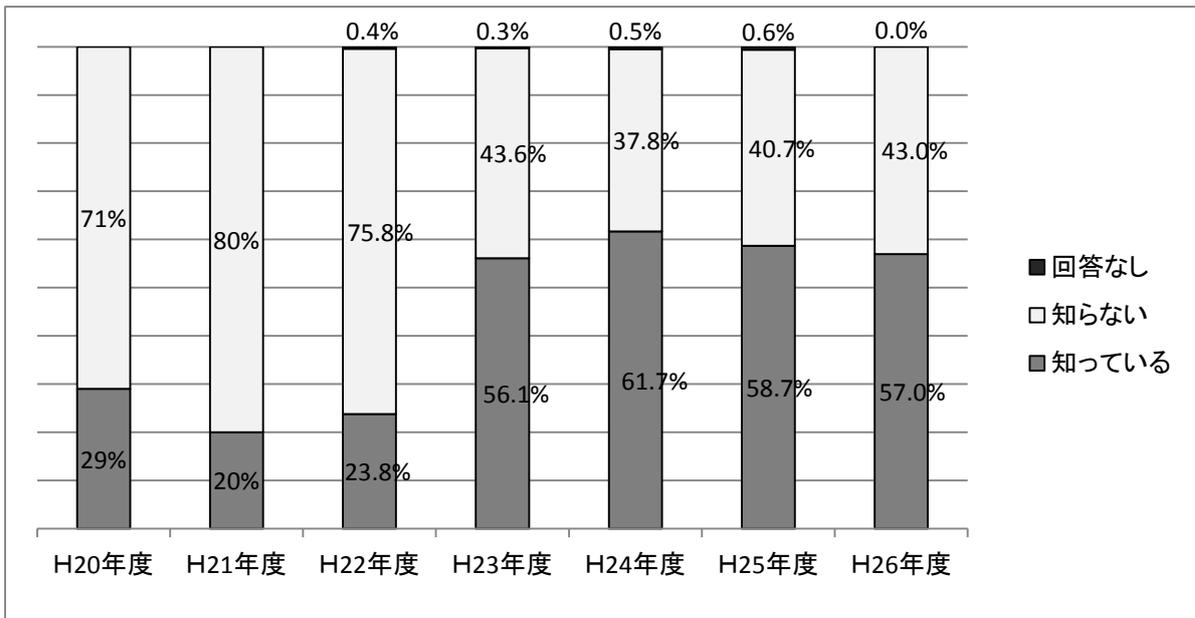


(注) スキッズは平成 21 年度からシーメイトに移転しています。

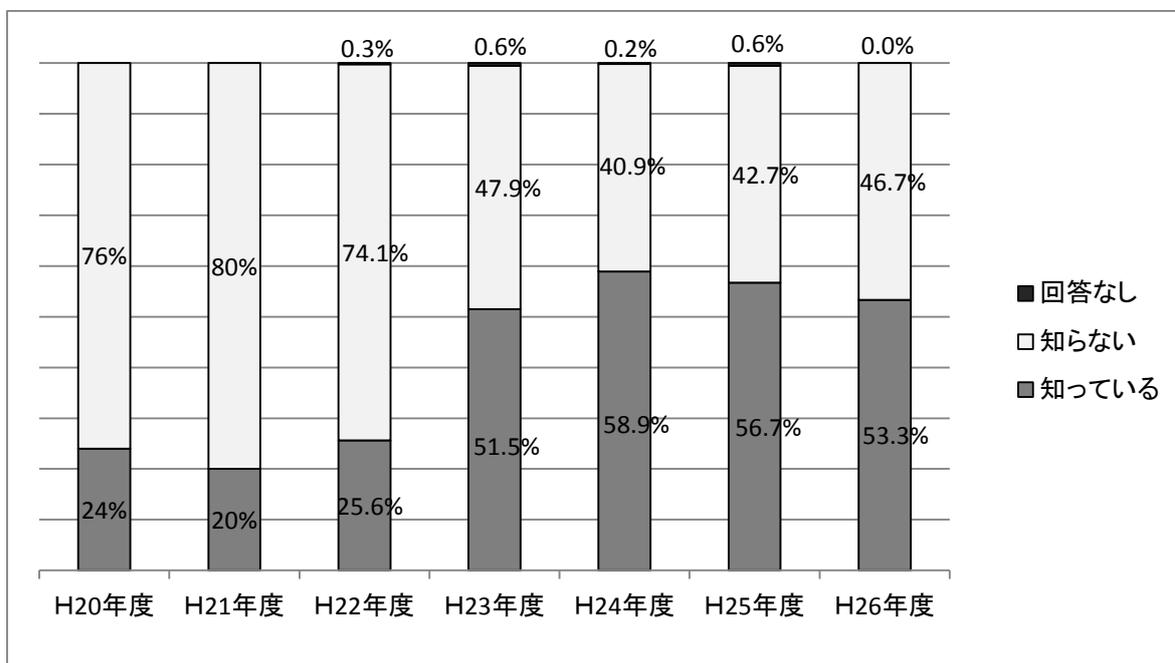
5. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できる事を知っていますか？



6. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話相談ができることを知っていますか？

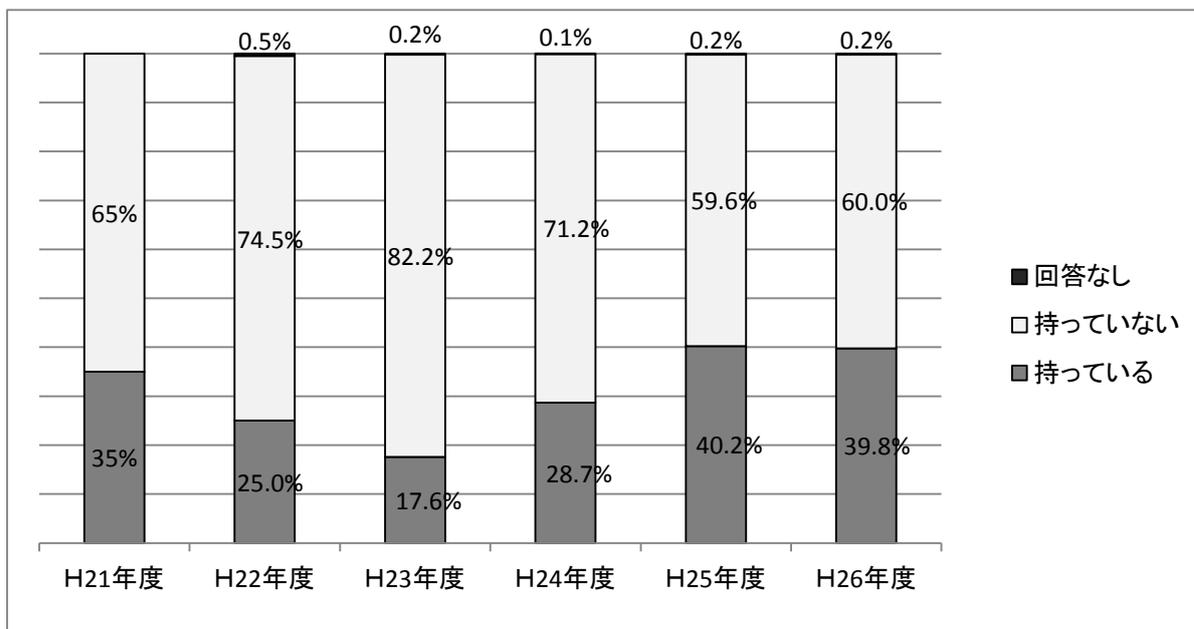


7. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)には、救済制度(困って、助けてほしい時に、皆さんと一緒に考えてくれる制度)があることを知っていますか？

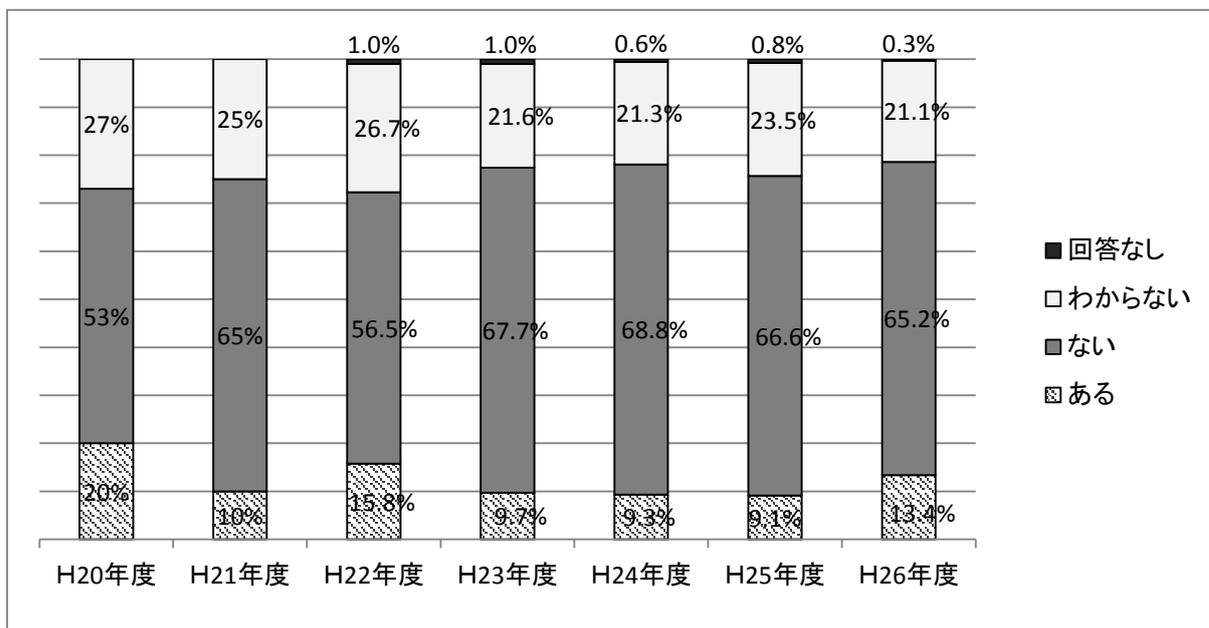


< ここから 全員回答 >

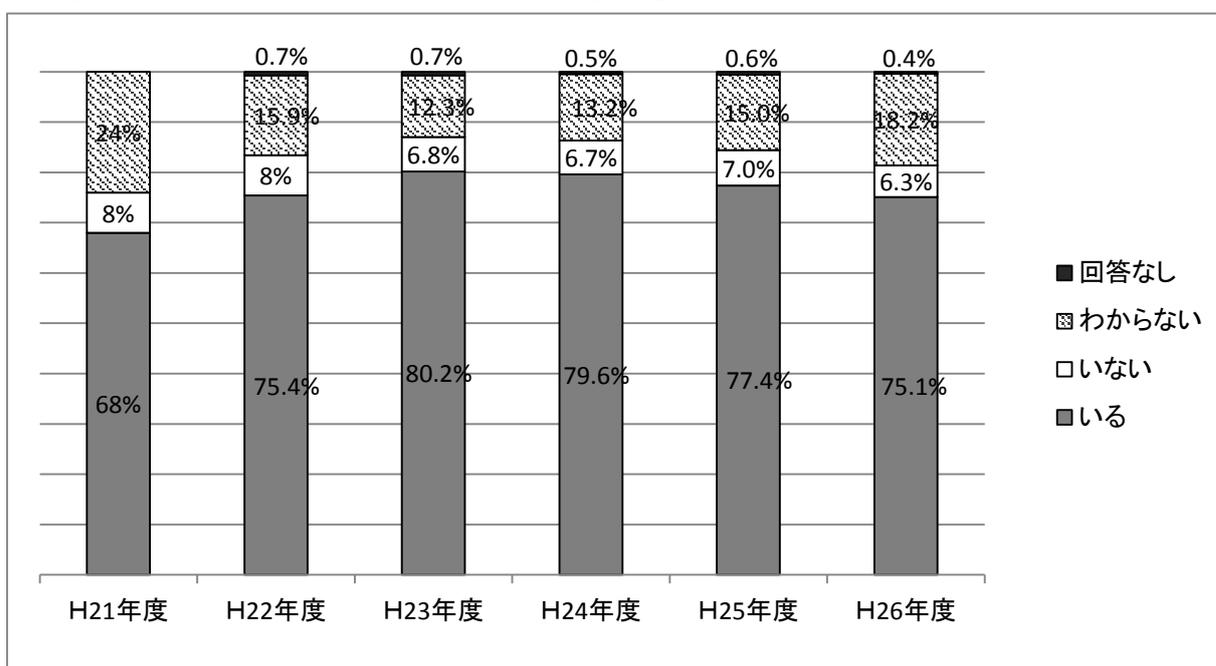
8. 志免町子どもの権利相談室SK²S(スキッズ)が配布しているカードを持っていますか？



9. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか？

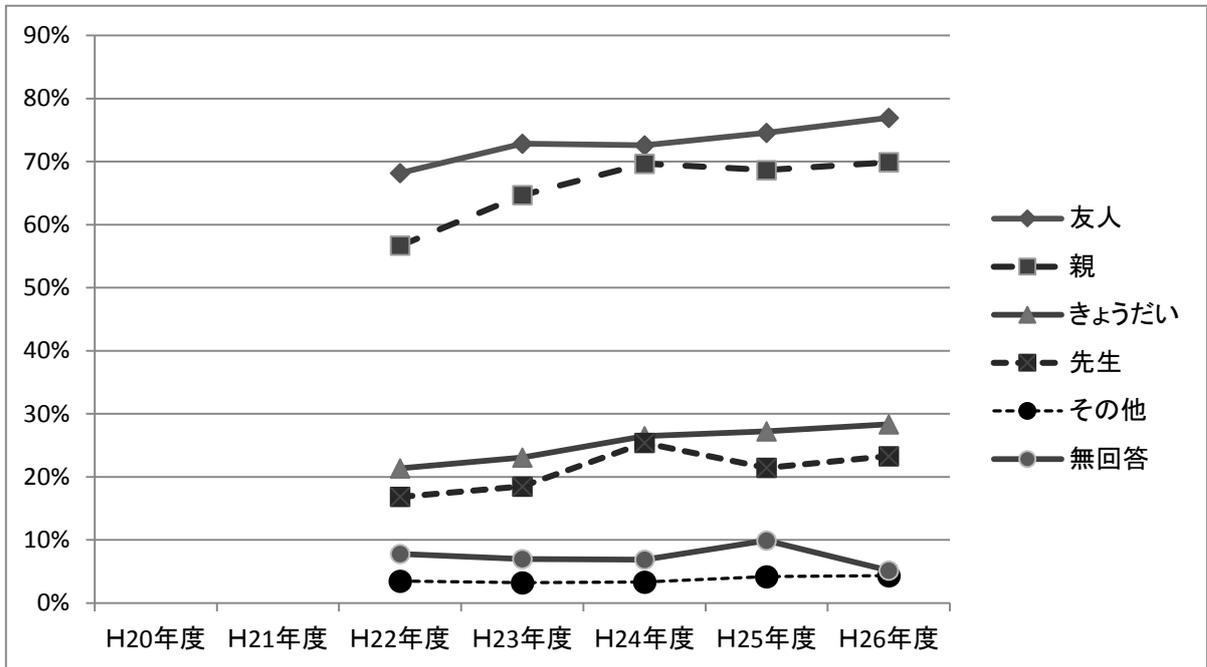


10. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか？

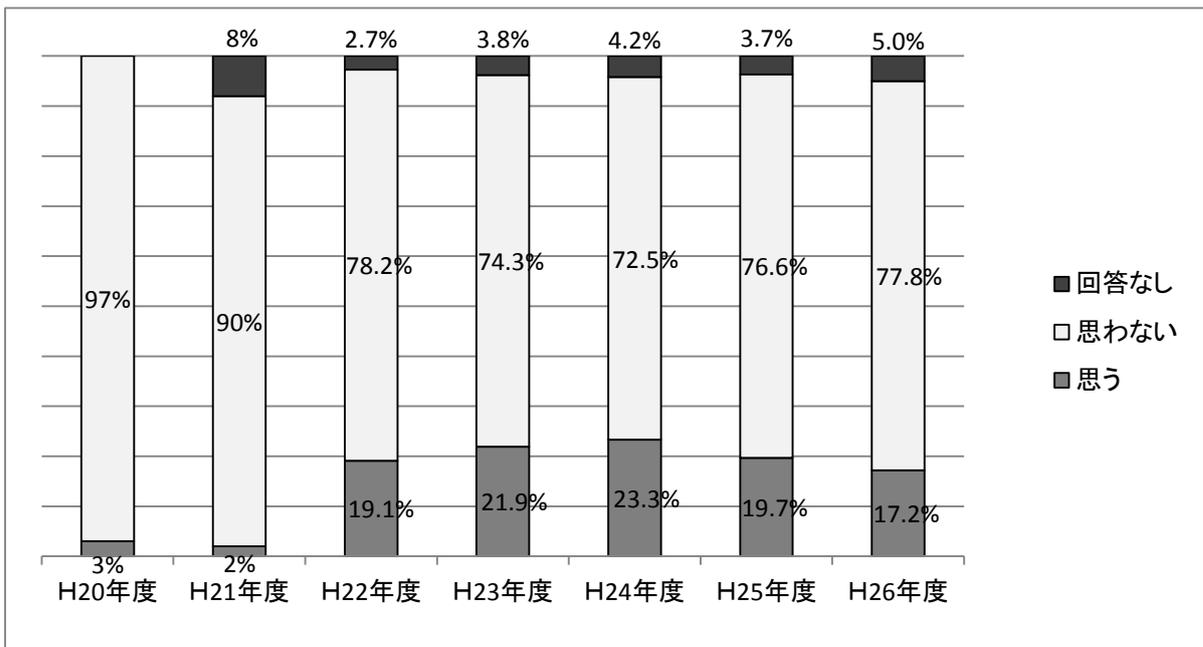


10. の相談相手について(内訳)

(注)質問 10 の内訳については、平成 22 年度から新たに設けました。



11. もし悩みがあるとき、志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか？



(2) 安原救済委員による志免東中学校、志免中学校一年生に対する人権教育学習講演

平成 26 年 12 月 4 日 14:15～15:00 志免東中学校

12 月 10 日 15:20～16:10 志免中学校

安原救済委員が、志免東中・志免中の 1 年生を対象に、人権教育学習講演を行いました。
講演とともに、子どもたちもグループで意見を出し合いました。

【講演内容】

○弁護士の仕事 バッジの意味・・・ { ひまわり→自由と正義
秤 →公平と平等

○人権とは？

- ① 人はもともと自由であるということ
- ② 人はそれぞれ異なっているということ(個性)

○子どもの人権

- ① 生まれてきてよかったね。ありのままのあなたでいい。
- ② ひとりぼっちじゃないんだよ。
- ③ あなたの人生は、あなたしか歩けない。あなたが歩いていい。
- ④ いつでもどこでも教育を受ける権利があるんだよ。(義務教育は子どもにとっては権利)

※子どもの権利は、国際的には「子どもの権利条約」、志免町では「子どもの権利条例」に定められている。

「志免町子どもの権利条例」は、九州で初めて作られた子どもの権利についての条例で、あなたたちの財産。

○【ミニクイズ】これって法律上セーフ!? アウト!?

動画のネットへの投稿や、不正なダウンロード、他人のIDやパスワードを聞き出すことなどについて、選択クイズが出されました。正解者も多く、みなさんしっかり手を挙げていました。

○【その書き込み、あなたはどう思う】

事例をもとに、ネットへの書き込みについて、書き込んだ人と書かれた人、それぞれの立場に分かれて意見を出し合い、発表しました。

「軽い気持ちでも、ブログやLINEなどに書き込んだことが広がってしまうことで、犯罪と評価されることにつながる場合もある。」という話をされました。(侮辱罪・名誉棄損罪)

○まとめ

人は、もともと自由でそれぞれちがう。

自由は、人の権利を侵害しないことを前提とした権利である。

インターネットは気軽に使えるからこそ、権利侵害をしやすいため気を付けましょう。



講演後のアンケートの結果は以下の通りです。合計 370 人 (志免東中 112 人・志免中 258 人)

1. 話の内容はよかったですか? (よかった 96.2%・よくなかった 3.3%・無回答 0.5%)
2. 今日の話はわかりましたか? (わかった 62.7%・だいたいわかった 33.5%
よくわからなかった 2.7%・わからなかった 3.5%)
- 3.自由記述は資料に掲載 (P48～50)

(3) 志免西小学校での出張相談室

昨年度より、スキッズから一番遠い志免西小学校において、学校の協力を得て、出張相談室を開室しています。これをきっかけに志免西小の子どもたちや保護者にスキッズの名前を覚えてもらう機会になり、保護者の送迎のもと、シーメイトの相談室にやってくる子どもみられるようになりました。



○日程

第1回出張相談室：	4月16日(水)	68名
第2回出張相談室：	5月28日(水)	46名
第3回出張相談室：	6月18日(水)	64名
第4回出張相談室：	7月16日(水)	65名
第5回出張相談室：	10月8日(水)	60名
第6回出張相談室：	11月19日(水)	65名
第7回出張相談室：	12月17日(水)	67名
第8回出張相談室：	1月21日(水)	65名
第9回出張相談室：	2月25日(水)	54名
第10回出張相談室：	3月11日(水)	61名

○時間 子どもの利用 13:05～13:45 (昼休み)
保護者の利用 14:00～15:00

○場所 志免西小学校 多目的室・相談室

○内容 スキッズがどんなところか、雰囲気を知ってもらうため、普段の相談室で子どもたちが遊んでいるものを持って行きました。
(プラ板の色ぬり・トランプ・ジェンガ・かるた・ぬりえ・魚釣りゲームなど)

○広報 別紙チラシ(資料3)を全校児童に配り、多目的室前の掲示板に次回開催日のお知らせを貼らせてもらいました。

※保護者が利用できる時間帯も設けていましたが、今年度の保護者の利用はありませんでした。

(4) 救済委員による小中学校への訪問

昨年度に引き続き、管理職の先生が新しく志免町に赴任された学校を、救済委員が訪問し、校長先生や副校長先生との面談を実施しました。救済委員制度、子どもの権利相談室の実際を知り、身近に感じていただくための活動です。

何か起きてからつながる関係ではなく、教育現場と相談室との顔の見える関係作りを大切にしたいと考えています。

○日時：平成 26 年 5 月 14 日（水） 10 時～11 時

訪問校：志免西小学校

訪問者：調救済委員 相談員 2 名

○日時：平成 26 年 6 月 4 日（水） 10 時～11 時

訪問校：志免南小学校

訪問者：調救済委員 相談員 2 名

【お伝えした内容】

- ・こどもの権利条例、こどもの権利相談室のできた経緯と救済活動の概要。
(こどもたちのために、関係をつなぐ役割が中心であること。)

【学校側から出された意見】

- ・相談する力は、生きる力につながる。
- ・学校だけでなく、子どもたちの話を聴いてもらえる場所が必要だと思う。
- ・小学生が自分で相談するのは難しいのではないか。
- ・子どもの権利を保障するために、学校としてもいろいろ考えていきたい。

訪問を終えて・・・

志免町に新しく来られた先生方とお会いすることができました。お忙しい中、歓迎していただき、顔を合わせてお話することで、スキッズについて理解していただくための貴重な時間となりました。



(5) 研修

平成 26 年度 福岡県市町村等児童相談関係職員研修プログラム 受講内容

9 月 5 日 (金)

- ・ 児童相談所の組織と機能
- ・ 社会的養護の現状と課題
- ・ C S P 入門 (市町村向け)

9 月 30 日 (火)

- ・ D V 問題と子どもへの影響
- ・ C A P ワークショップ
- ・ 発達障害児の理解と援助

10 月 9 日 (木)

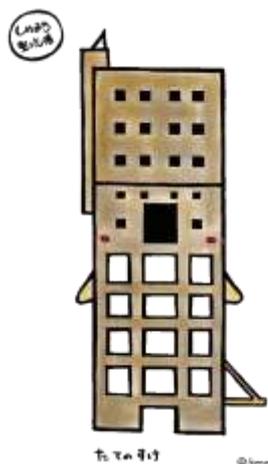
- ・ 非行の理解と援助
- ・ ロールプレイで学ぶ面接の技法
- ・ 児童虐待の理解と援助
～家族の強みを活かした支援の枠組みについて～

10 月 30 日 (木)

- ・ 虐待事例のアセスメント
- ・ 事例を通じた家族援理解 (ブラインド式 W S)

11 月 11 日 (火)

- ・ 児童虐待の理解と援助
- ・ 子どもの権利と福祉
- ・ 市町村の役割～要対協の活動から～

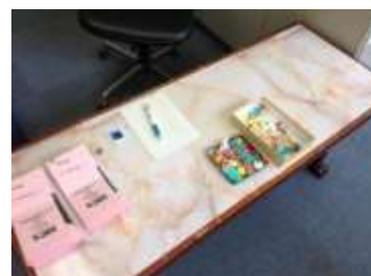


(6) シーメイトこどもまつりに参加

日時：平成 26 年 5 月 5 日(木) 13:00~15:00

場所：子どもの権利相談室

子どもの権利相談室の場所を知ってもらうために、相談室で魚釣りゲームをしました。マグネットのつりざおで魚を釣ったらシールをプレゼントという簡単なゲームでしたが、97 人の子どもたちが相談室に来て、楽しく参加してくれました。いっしょに来られた保護者の方には「低学年用チラシ」を 31 部配布しました。



(7) 夏休み地域子ども教室での啓発活動

日時：平成 26 年 7 月 30 日(水) 10:00~11:00 志免中央小学校 (50 人)

13:30~14:30 志免西小学校 (37 人)

8 月 20 日(水) 13:30~14:30 志免南小学校 (25 人)

子育て支援課から、「志免町子どもの権利条例」についての説明がありました。イラストなど小学生にわかりやすいよう工夫したスライドを使ってのお話でした。

次にスキップの相談員が、Q&A 仕立てのスライドで相談室についての説明をしました。「ケンタのこと」という紙芝居もしました。子どもたちは、最後まで熱心に話を聞いてくれました。

最後に「世界をシェアに」というアニメを視聴しました。法務省人権擁護局で作成した人権啓発ビデオで、やなせたかしさん原案の「人KENまもる君とあゆみちゃん」が主人公です。子どもたちもしっかりみてくれていました。



(8) 志免町子どもの権利フェスタ 2014 に参加

日時：平成 26 年 11 月 16 日（日） 13:00~15:00

場所：志免町総合福祉施設シーメイト

魚つりゲームをしてくれた子どもたちに、スキッツのキャラクターのしおりを渡しました。
134 人のこどもたちが参加してくれました。

スキッツのキャラクターを身に付けた子どもたちが増えることで、子どもの権利相談室を身近に感じてもらえたら嬉しいと思います。



(9) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2014 に参加 (事務局)

日時：平成 26 年 10 月 10 日（金） 13:30~18:00 子どもの相談・救済に関する関係者会議

10 月 11 日（土） 13:00~17:15 全体会

10 月 12 日（日） 9:30~16:00 分科会

場所：青森県 青森市

○全体会：「子どものいのち・暮らしを基本においたあそび・学び

—子どもにやさしいまちを求めて—

川崎市子ども夢パークは子どもの居場所、遊び場だけではない子どもの総合施設です。
同パークの西野所長の講演があり、子どもたちに自信を持たせるために様々な取り組みをしている話がありました。特に「こどもゆめ横丁」はとてもユニークなイベントだと感じました。

○分科会：「子ども条例」

最終日は「子ども条例」分科会に参加しました。子ども（の権利）条例を制定している先進自治体、これから制定する自治体から現状や今後の展望などの報告がありました。

最近子ども参加が普通に語られる時代になったとコーディネーターの吉永先生がおっしゃっていましたが、特に青森市は進んでいると感じました。

子どもの参加・意見表明については、志免町はまだまだ遅れていますが、その点については「民間（NPO 法人）の力を借りて実施したらよいのでは」とアドバイスをいただきました。

- (10) 市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」に報告者として参加**
分科会：「子どもの権利保障を考える」 (調救济委員・相談員)
～子どもの権利条例を制定した町の実践から、条例をつくる意義を考える～
日時：平成 26 年 11 月 29 日 (土) 14：10～16：30
場所：福岡市市民福祉プラザ

調救济委員と相談員が市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」に報告者として参加しました。志免町子どもの権利条例と権利相談室の経緯、広報活動、昨年度より始まった出張相談室では広報の質的な効果を実感している事を話しました。さらにこれから条例をつくる時は、急がないで中身を充実させてほしいということをお伝えしました。他に宗像市からの報告もありました。参加者からは、「児童相談所との関係」や、「条約批准の上に条例を制定する必要性」、「条例を増やすために、根強い反対意見に対しどうしたらいいか」などの質問が寄せられました。

市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」とは

「子どもにやさしいまちづくり」は、「国連子どもの権利条約」の自治体レベルでの実現を目指してユニセフが提起し、世界で展開しているものです。こども NPO センター福岡では、この主旨に賛同し、その実現の手掛かりを福岡で作ることを目的として、毎年度 1 回、「子どもにやさしいまちづくり」をテーマにした市民フォーラムを開催しています。

- (11) 福岡県人権教育研修会に報告者として参加 (調救济委員・事務局)**
日時：平成 27 年 2 月 17 日 (火) 13：00～15：30
場所：福岡県立社会教育総合センター
分散会 「困難な状況に置かれている子どもを地域で支える」

福岡県教育委員会主催の人権教育研修会に参加し、志免町の子どもを支える取り組みについて報告しました。事務局からは、子どもの権利条例の制定に至る経緯や、条例の内容を紹介しました。委員からは、条例に基づいて設置された相談室の活動の実際について報告し、救济制度をもつ意義について考察しました。中でも、昨年度より始まった出張相談室についての関心が高く、開催される場所が学校であったことに特に注目されている印象を受けました。分散会ではその他、うきは市の社会福祉協議会による、不登校や引きこもりへの支援体制の紹介や、スクールソーシャルワーカーが、家族に関わった具体的な事例の報告などがありました。参加者は教員の方が多く、相談室での活動や救济活動の実際について、また他機関との連携などについて質問がありました。子どもの声に耳を傾け、継続して支えていくために、行政の理解と支援が重要であると改めて感じました。

5 活動を振り返って

今年度の活動を振り返って

子どもの権利救済委員 安部計彦

志免町の子どもの権利救済制度は、直接相談に乗る相談員と、救済活動を行う救済委員の2職種で担われています。志免町に子どもの権利相談室が開設されて8年になりますが、救済委員の3人は変わっていません。この経験の積み重ねと、直接に子どもや保護者にかかわる相談員さんの適切な対応、そして事務局のバックアップという3者のチームワークの良さが、現在の安定した活動の要因だと思います。

また志免町の特徴としては、子どもの権利条例が町会議員の要請で始まり、現在も年1回程度は町議会で子どもの権利に関する質問が出るのだと思います。首長の選挙公約としてトップダウンで条例が作られたり、子どもに関する事故の対応策として制度化される例も多中で、行政が積極的に救済活動を支えている理由が、町会議員、つまり町民の声に応える面もあるのではないかと思います。

今年は他自治体からの視察が特に多かったのですが、条文や仕組みをコピーしても決してうまくいかず、形だけのものになってしまう可能性は高いと思います。条例を作り急がず、作った後も住民を巻き込んで必要性や意義を十分に議論することが必要だと思います。それぞれの自治体の風土や人口規模、歴史、類似機関との差異などを踏まえ、子どもの権利を守る仕組みについての議論が大切でしょう。

もう一つ大切にしているのは第三者性です。例えば心配な子どもの情報があった場合に、相談員や救済委員が直接に支援にかかわるのではなく、学校などの子どもの所属機関や役所の担当部署などが適切に対応しているかを確認し、不十分な場合は適切な対応を促すのです。その対象には、救済制度の事務局も入ります。この立ち位置と視点は、私たちが大切にしていることです。

一年を振り返って

安原伸人

平成19年、志免町に子ども権利条例ができ、私も縁あって当初から志免町救済委員として活動させていただき、はや通算8年。通算三期目の任期もあと1年を残すところとなりました。毎年回顧文を寄稿させていただいておりますが、年々権利条例に基づく救済活動（特に相談室の存在）が志免町に少しずつ浸透してきていることを感じるようになるようになりました。

平成21年に権利相談室がシーメイトに移転したことにより、校区の関係で一番遠い場所となってしまった志免西小学校に昨年からは出張相談室として月一度の相談室の一つの機能である居場所の解放と保護者の方向けの相談時間を設け、今年も毎回60名ほどの子どもたちに利用してもらっており、志免町全体に相談室の存在を認識していただく機会となっています。

相談員の方々の活躍は毎年報告させてもらっておりますが、我々救済委員も志免中と志免東中に人権教育学習講演会の講師として、毎年1年生を対象にお話をさせてもらっており、このような機会を大切に救済委員の存在も志免町全体に認知してもらえようようにしていきたいと思っております。

また、月1回の定例会議や個別相談室訪問の中で相談員の方々と情報を共有して救済制度の根幹をなす相談業務の充実を図っているところです。

ところで、子どもの権利擁護のために各自治体も様々な活動をしており、いろいろな自治体や機関から相談室の視察を受けるようになりました。また、子ども関連の他の自治体等が企画するシンポジウムなどに関係者として参加させていただいて、必ず志免町での活動を報告する機会をいただいております

このような、対外的な活動を通じて思うのは、条例で救済制度を作っただけでは、子どもの権利擁護は実現できないということです。幸

い、条例制定当初から、志免町は救済制度が第三者機関として機能できるように配慮しながらも、子育て支援課に対外的な窓口を担っていただき、シンポジウム等の情報提供を始め、相談員の職場環境の整備にも配慮していただき、また我々救済委員と一定の距離感をもって接していただき、そのおかげで、絵に描いた餅ではなく、生きた制度として機能していると実感できています。

来年度も、子どもの権利条約批准20周年という節目でもあり、様々なイベントが企画されているようですので、生きた救済制度とはどうあるべきかという点を意識して、九州全体で子どもの権利擁護のために交流を図っていきたいと思います。

もちろん、まだまだ地域に根差した相談しやすい機関と胸を張って言える存在とまではいえないと思っておりますので、まずは、救済委員、相談員及び子育て支援課の職員の方々と知恵を出しながら、充実した救済・相談活動を行い、子ども達が過ごしやすい街づくりに少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと思っております。

皆様のご協力をどうかよろしく願いいたします。

活動のこれまでとこれから

子どもの権利救済委員 調 優子

毎年、報告書を書く際には、月日の過ぎる早さに驚くのですが、八年目となった今年度は、その短くはない歴史を感じた年となりました。それは、認知度の高まりに伴い、対外的に志免町の子ども権利条例を紹介する機会が少なくなき、その度に歩みを振り返ったからかもしれません。

志免町の取り組みを伝える際に尋ねられるのは、いつも次のような質問です。志免町に救済制度がなぜ、どうやってできたのか。それはどのように役立っているのか。制度があるメリットは何か。

救済制度ができた背景については、創設に関わった方々からの伝聞以上のことは知りませんが、子どもたちのために何かしなければ、という熱意で、たくさんの困難を乗り越えられたのだろうと想像しています。ある意味、志免町に子ども支援について熱心な方々がおられたからこそできた取り組みともいえます。偶然で終わらせることなく、制定に至るまでの工夫や意義が、周囲に伝わり、より多くの自治体で実践されていくことを切に願います。

そこで重要になるのは、制定することの意義を理解してもらうことです。メリットがあるのかないのか、あるとすればどのようなメリットがあるのか、それらが明らかになっていることが、人を動かすためには不可欠なのだということを痛感してきました。不登校やいじめの件数が明らかに減少するなど、目に見える劇的な変化があれば、より広まりやすいのかもしれませんが。しかし実際には、そんな魔法のような解決法ではありませんし、他にもそんな方法は存在しないのではないかと思います。恐らく、データによる具体的な数値によって効果を示すことは、今後も難しいでしょう。それでも私たちがこの取り組みの広がり願うのは、相談室に来ている子どもたちや保護者の様子や話から、その効果を実感しているからなのです。

子どもの権利相談室（スキップ）には、以前来談していた子ども

が、数年後困った状況になった時、思い出して再訪してくれたと聞いています。スキッズが、安全で安心な場所であったことを覚えてくれたようです。人権に関する作文の中で、スキッズで元気付けられると書いてくれていた子どももいました。私たちは子どもたちを通して、スキッズの存在の大きさを知るので。そして、子どもたちにとって、安心だと思える場所があること、活力を得られる場所があることが、子どもたちの支えとなっていると感じています。誰かに支えられる体験が、生きていく上でどんなに重要か、誰もが理解できる場所ではないかと思えます。

この取り組みや意義について、より多くの人に伝えていくことは、広報のためにも、社会的な責任としても不可欠なことです。しかし伝えたいことを文字にしてもらう際に、実際に話したことや事実と異なることが記載されていたことも少なからずありました。聞き手に十分には理解されていなかったり、断片的な情報を誤ってつながれていたりされると、伝えるべき事実も間違っって伝わることもあるのだという苦い学びをしました。文字になると、記録として残されていきます。責任のあることだけに、いかに正しく伝えていくかは、今後も大きな課題となりそうです。

私は現在、心理士の立場から、スキッズの相談に対しどのように関わったらいいかを検討することが主な役割になっています、それらの相談に、相談員の皆さんがいつもの的確に、温かく対応されているので、それをうれしくありがたく聴かせていただくばかりです。ただし、心理士としてはともかく、それで救済委員としての役割を果たしているのかというと、疑問が残ります。改めて、委員としての役割とできることを考えてみたいと思えます。

最後になりましたが、第三者機関としての活動を支えてくださる事務局の子育て支援課の皆様に、心より感謝申し上げます。

次の一年は、これまでの成果や学んだことを活かし、これからの活動がさらに充実したものとなるようにしていきたいと考えています。どうぞよろしくお願い致します。



高校生の頃、心に残る詩に出会いました。カーリル・ギブラン『あなたの子どもは』という詩です。

「あなたの子どもはあなたの子どもではない。…」で始まり、それは〈どういう意味なのか?〉知りたくて興味を持ちました。

当時 1975 年頃は、子どもの権利はまだ進んでおらず、〔遊ぶ権利〕を保護するぐらいでしたが、この詩の中には、「子どもは自分の考えを持っているのだから。…」とあって、高校生だった私は、〈子どもにも、それぞれに考え・思いがあるわけで、……私自身もありのままのわたしでいいのかな!〉と、認められたようで わくわくしたのです。この詩は、後々 私自身の子育ての教えとなつて、いつも心の中にあり、多くを気付かせてくれました。子どもが巣立つ時に、人生の困難にめげることなく、喜びを持って働き、生きることを愛する人に育ってくれたら嬉しいことです。(よかったら、この詩を読んでみてください。何か感じるものがあるかもしれません。)

※年々子育て環境が難しくなっています。大切な命を家庭だけでなく社会も見守り支援していけたらと考えます。どうしたらいいかわからない時は、一人で抱え込まないで、気軽に相談して下さいと有難いです。

相談員 糸満

「あなたの子どもは」

カーリル・ギブラン (霜田静志訳)

あなたの子どもはあなたの子どもではない。
 子どもは「生命」の渴望からの子どもである。
 子どもはあなたを通ってくる。
 しかしあなたからではない。
 子どもはあなたと共にある。
 しかし子どもはあなたのものではない。
 あなたは子どもに愛を与えることができる。
 しかし考えを与えることはできない。
 子どもは自分の考えをもっているのだから。
 あなたは子どもの身体を動かしてやれる。
 しかし子どもの心は動かさない。



子どもは明日の家に生きている。
 あなたはそれを訪ねることも、夢見ることもできない。
 あなたは子どもを好くようになれるであろう。
 けれども子どもがあなたを好くようにならせようとはしなざるな。
 人生は後に退き昨日にとどまるものではないのだから。
 あなたは弓である。
 そしてあなたの子どもらは
 生きた矢としてあなたの手から放たれる。
 弓ひくあなたの手にこそ喜びあれと。

資 料

資料 1

志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述・・・・・・・・ 45

資料 2

人権教育学習講演後のアンケート自由記述・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

資料 3

出張相談室チラシ（志免西小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

その他

「スキッズ便り」11号・12号

志免中学校、志免東中学校への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述
(原文のまま)

質問 1 1:もし悩みがあるときは相談室 SK²S(スキッズ)に相談しようと思いますか?

【回答:思う (124人)】

- ・解決策をさがしてくれそうだから・解決したいから。(14人)
- ・他に相談できない時行きたい。(13人)
- ・話を聞いてくれそうだから(10人)
- ・話した方がいいと思うから(10人)
- ・たよれそうだから。(11人)
- ・スッキリしたいから 楽になれそうだから(10人)
- ・名前を言わなくていいから。(7人)
- ・相談しやすそうだから。話しやすいから。(6人)
- ・しんらいできそうだから(5人)
- ・なんとなく(3人)

<その他 35人>

- ・学校でなんかいやなことがあったら、そこへいきたい。
- ・他人だけど、心を開けそうだし、いこうかな・・・と思ったことが一回ある。
- ・以前不登校になった時に、丁寧にそうだんにのってくれて、とても救われたから。
- ・子どもの味方だから。
- ・相談できる人が増えるから。
- ・相談してみると後で「相談してよかったな」と思うから
- ・いっしょにかんがえてくれるから
- ・自分が困ったときに、そのことについて考えてくれるから。わけは、自分にあつたそうだんのしかたなどをしてくれるからです。そして、やさしくせつして話をきいてくれるし、楽しくさせてくれるからです。ぼくは、いったことがいっぱいあるけど、やさしい人ばかりでそうだんには、とっておきだと思ったからです。
- ・受験生で、色々と勉強のことで悩みがあるから。
- ・まだいうことがないから・・・
- ・もしあったら、使ってみたい。
- ・ちょっとでも安心できるようになりたいから。
- ・なかなかいえないことがいえるから。
- ・楽しかったから。
- ・第三者の声がききたい。

【回答：思わない (125人)】

- ・他に相談できる人がいる (93人)
- ・知らない人に話したくない (45人)
- ・自分で解決できる・自分で解決したい。(28人)
- ・悩みごと・相談したいことがないから (24人)
- ・面倒くさいから。(18人)
- ・行きにくい。遠い (14人)
- ・解決できないと思うから。(12人)
- ・時間がない。(8人)
- ・人に知られたくない (7人)
- ・相談したくない・話したくない・話しにくい (6人)
- ・恥ずかしいから (6人)
- ・信用できない (4人)

<その他 25人>

- ・それぞれの個人でなやみがちがうから。
- ・どんなところか分からないから
- ・よっぽどのことがないかぎり相談はしない
- ・大人が嫌いだから
- ・うまく言えないかもしれないから。
- ・まず周りの人に相談するから。それでも無理だったらする
- ・なるべくはやくすませたいから。
- ・思わないけど、もし親に相談して分からなくなったときに相談しようと思います。
- ・どうしても解決できない場所はするかもしれない。
- ・スキッツを知らないから。
- ・しにくいから。
- ・不安。
- ・そうだしなくてもいいから。
- ・なんとなくです。
- ・もしあったら使ってみたいです。
- ・やったことがないから。
- ・SK²Sには相談することがないから。
- ・どうでもいいから。
- ・弱音はみんなに吐かない。

質問 1 2 : 相談室 SK²S(スキズ)に質問要望があったら教えてください。

【自由記述 (33 人)】

- ・本当に解決するんですか？ (2 人)
- ・がんばってください。 (2 人)
- ・相談して解決できますか？
- ・SK²Sには、手紙で送ってもいいのですか。
- ・これまでにいろいろな子どもは来ていますか？
- ・色々な所にSK²Sを増やして、もっと身近な存在にしたら、小さな子たちはうれしいと思います。
- ・お金がかかりますか。
- ・友だちとこうしたらうまくいくということを教えたりする。
- ・気軽に行けるのか知りたい。
- ・出張相談室とか？
- ・学校などには秘密にしてほしい。
- ・相談する人ってえらべますか？
- ・もっとみんなのために働いてください
- ・シーメイトのどこにありますか
- ・人はなぜ生きてるのですか？
- ・大人は相だんできないんですか？
- ・かせげてるんですか？
- ・何で1時間で終わるかがわからん
- ・質問したらかえしてもらえますか。
- ・もっとあそぶやつをふやして (すくない)
- ・どんな人がいるんですか
- ・家でなにかをつくったりしていると怒られるから、おかしをつくったりしたい。
- ・シーメイトってどこ？SK²Sって何？ハテナ？
- ・どうやったら頭が良くなるか
- ・ひみつはぜったい守れるんですか？
- ・男性、女性のどちらに話をするんですか。
- ・相談して、何か意味がありますか。
- ・なんでSK²Sなんすか？！

人権教育学習講演後のアンケート自由記述 意見ごとに分類（一部掲載） （原文のまま）

○インターネットについて（141件）

- ・動画をかってに、録画して、動画をかってにとこうするのは、いけないことだと知り
ました。いろいろやったらいけないこととかをおしえてもらったのでよかったです。
- ・ネットで書き込んだことは、誰もがみれるから、悪口とかを SNS でかきこんだりするこ
とはいけないなと思いました。
- ・LINE やブログを使うときは、本当にやっていいのか、だめなのかを考えながら使用する
ことが大事だと分かった。それに LINE など少しでもまちがえると危険なことに巻き
こまれると知った。
- ・LINE や SNS の使い方を間違えると、人をきずつけてしまったり、自分がきずついてし
まうということが分かりました。
- ・前からネットやブログ、ラインが危ないことはしっていたけど、今日の話聞いて、も
っと危ないことをしつたし、自分が友達にも「そんなことをしてないかなあ。」と思っ
た。
- ・自分の何気ないことばで人が大ききずつくということがわかった。まだスマホやパソ
コンはできないが、できるようになったら、十分に気を付けてあつかっていきたい。
- ・ブログなどで、自分のたんじょう日や QR をおしえたりしてはいけないと気づきました。
- ・自分も、タイムラインをとこうするときは、考えてとこうするならきをつけてしよ
うと思う。
- ・人への悪口や人の個人情報インターネットに UP したりしてはいけないと改めて思っ
た。それと不正なアップロードやダウンロードは絶対にさせない、してはいけないとも
思った。
- ・勝手に動画をとこうしたり、ゲームの ID などを簡単に教えてはいけないと思いました。
これから、インターネットを使うときは、よく注意し、よく考えてから使用しようと思
います。
- ・インターネットは怖いということ、LINE やってないし、ブログも、もってないんで大丈
夫だなーと思った。でも、みんな LINE とかで、何言ってるのかきになるー。
- ・私も、お母さんのスマホで LINE しているので、マナーに気をつけながらつかいたいと
思います！
- ・書きこむのは簡単だけど、それだけ罪があるんだと知りました。これから、インター
ネットの使い方について見直そうと思った！
- ・私たちが良く使っているインターネットは便利な分、怖いところもたくさんあると分か
りました。今度からは約束を守って安全にやっていきたいと思います。
- ・まだ、スマホは持っていないけど、持ったときには注意して、使いたいです。

○子どもの権利・人権について (46 件)

- ・子供にもいっぱい権りがあったことにびっくりした。
- ・子どもの人権のこともはじめて知ったし、いろんなことを知ることができました。あらためて理解したこともあって、これからの生活で生かしていこうと思いました。
- ・いままで分からなかったこと、今日話を聞いて、分かりました。子どもの権利は大切だと思いました。
- ・自分の人権はしっかりあること、ひとの人権をうばってはいけないということ。自分のささいな事がきっかけで、相手をこまらせてしまうということ。
- ・自由というのは、ありのままの姿でいいという事。
- ・子どもの人権や権利条約をくわしく知れて良かったです。子どもの人権を見ると、自分は自分だし悩まなくてもいいと知り気づけました。

○法律・弁護士について (34 件)

- ・自分が気づかないうちに、法律にはんすることをしてしまうことがあると
いっていたので、気を付けたいです。
- ・志免町は九州ではじめて子供の権利条約が発行されたということをはじめて知った。子供の権利は大切なものだとよく分かった。
- ・ブログの書きこみの話で、確かにとても悪いことだとは思ったけど法律でばっせられほど、いけないことなんだなと知って驚いた。自分が、そういうことをしないようにとも思ったし、してる人を見たら注意しようと思った
- ・インターネットでのわるぐちななど身近な事から犯罪につながるんだなと思いました。
- ・ちょっとイラついてネット上に悪口を書くと、法律上問題になったりすることがあることを知りました。どんなことが法律上アウトなのか、セーフなのか分かって、よかったです。
- ・べんごしという仕事は、ドラマなどでしか見たことなかったのですが、今回のことで、とても良く、わかりました。弁護士の仕事は、大変だけど、とても良い仕事なんだと思いました。
- ・弁護士のバッジの意味を初めて知りました。
- ・べんごしの仕事もいいなあって思いました。

○いじめについて (15 件)

- ・軽い気持ちで、うざいやきもいなどを言ったら人が傷つく。
- ・いじめはだめだと言うこと。LINE でのいやがる話をかかない。
- ・ちょっとした書きこみで、イジメになるということがわかった。
- ・軽い気持でやっても、やられた方は重大に考えているということが分かりました。
- ・ふだん使っている ラインやブログでも、世界中の人が見ているから、少しでもへたなことをしたら、すぐ広まり、いじめと同じになるので、あまり、むかついたりいやな感じになったりしたら、悪口をかかずにすればいいと思いました。

○その他 (74 件)

- ・すごくわかりやすかった。
- ・クイズなどあって、わかりやすかった。
- ・「ありそうだな」と思うことが例にあって、とても分かりやすかったです。ありがとうございました。
- ・プリントの内容がとてもリアルでげんじつ的で身近でおきているかと思いました。べんごさんの言っていることがとてもわかりやすくて、すぐにりかいました。
- ・なんでも、しらなかったからで、ゆるされるんじゃないことが分かりました。
- ・少しのことで、こんなにも、ひどい事がおきる、ということが分かりました。ちょっとしたことでも、よく、人間関係を考えた方が良いと思いました。
- ・今までで、分からなかったことが分かって、学べてよかったです。
- ・普段聞けないことをしれたのでよかったですと思います。
- ・しらなかったこととかが、たくさんしれて、すごくよかったです。
- ・今日の話聞いて、あまり人の悪い所をさがすのではなく、良い所をさがしていきたいと思いました。自分の軽はずみの言葉・行動を見直していきたいと、改めて思いました。
- ・友だちとケンカなどをして、LINE やブログなどにはかかず、口で思ったことを言ったほうが良いと分かりました。
- ・今日の話聞いて相手の立ち場になるというのも必要だと感じました。
- ・話のなかであったミニクイズで、これもダメなんだあーとわかって、べんきょうになりました。
- ・志免町が九州初の子供の権利条約をつくったと知り志免町住民としてほこらしく思いました。
- ・自分達は自由なんだなーと思いました。この志免町はとてもいい町で、幸せなまちだなーと思いました。
- ・志免町に、安心できる場所があって、よかったですーと思いました。
- ・小さい事が大きな事に変化していくとわかってこわかった。何かあったらまず先生や友達に相談してもっとやばいことだったら権利相談室に相談しようと思った。
- ・相手の事を 思って、しっかり、行動する事を学びました。
- ・志免町はけっこう有名。
- ・少しまちがった行動をしてしまえば、それが大変なことになるということを学びました。
- ・けんかして、相手にムカッとしたとしても、ほかの人をまきこむことはだめだと思いました。ぜったいそんなことをしてはいけないと思いました。
- ・私たちはそういう事件に関係ないと思っていたけど、いつまきこまれてもおかしくない状態だと思えることができました。だから、もう少し 気をつけようと思えました。
- ・今日の講演会で、「やる」のは簡単だけど、「もどす」のは難しいことだというのが分かった。

スキッズ が

(子どもの権利相談室)

志免西小にきます。

1/21(水)・2/25(水)・3/11(水)

(13:05~13:45)

ひるやす たもくてきしつ あそ
お昼休みに多目的室に遊びにきてね。

ようい
おもちゃを用意してまってるよ。



子どもだって困ったり悩んだりするよね。

そんな時スキッズでは、

みんなからの相談をきいたり、

どうしたらいいか一緒に考えるよ。

しめまち
子どもの権利相談室
☎ 0120-928-379
火・木→昼1時~夜7時
土→朝10時~夕方5時
年末年始・祝日休み

スキッズ(子どもの権利相談室)は、シーメイトの中にあります。

シーメイトは遠くていけない・・・という人のために、

スキッズが志免西小学校にやってきます。



保護者の方へ・・・

スキッズでは、子どもだけでなく大人の方の相談も受け付けています。子どものことで、気になることがありましたら、どうぞ遠慮なく相談にいらしてください。希望される方は、志免西小の会議室でお話を聴くこともできます。

志免西小での 今後の相談予定日(H26年度)

1/21(水)	} の14:00~15:00(予約制)
2/25(水)	
3/11(水)	

フリーダイヤル(0120-928-379)カードに記載の時間帯にお電話下さい。

※なお、シーメイトの相談室は予約なしでご利用いただけます。



志免町子どもの権利相談室 SK²S (スキッズ)

火曜日 木曜日 昼 1 時から夜 7 時
土曜日 朝 10 時から夕方 5 時
0120-928-379 (相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1
志免町総合福祉施設シーメイト内
TEL : 092 - 935 - 1750